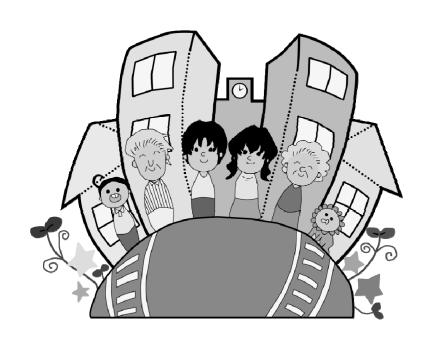
みんなで創り・育む 安心して暮らせる 「わがまち葛飾」の実現

一 第 2 次葛飾区地域福祉活動計画 一 平成 24 年度(2012)~ 平成 28 年度(2016)



平成24年3月

第2次葛飾区地域福祉活動計画の策定にあたって

このたび、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間とする「第2次葛飾区地域福祉活動計画」を策定いたしました。

少子高齢化のさらなる進展、家族形態や地域コミュニティの変容、就労構造や ライフスタイルの変化など、近年の社会状況は大きく様変わりしてきています。 そして、我々社会福祉協議会をはじめ、行政や地域住民は、この様な変化への 的確な対応が求められており、改めて地域福祉の重要性が問われています。

本社協におきましては、区民の方々をはじめ、社会福祉関係者、保健・医療・教育関係者、行政機関など、さまざまな方々の参画と協働により、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりをめざした、「葛飾区地域福祉活動計画」を平成19年3月に策定し、その推進にあたって参りました。

この間、深刻な経済状況が続き、限られた財源の中で様々な福祉事業を実施して参りましたが、これまでの福祉施策では対応が難しい新たな社会問題として、自殺者数の高止まりや孤独死、非正規労働者数の増大、所在不明高齢者問題、児童や高齢者の虐待などといった課題も報告されてきています。

こうした状況を踏まえ、この第2次計画では、第1次計画の理念を継承しつつも、現在の社会情勢から生まれる新たな社会的課題や、拡大・充実を必要とする福祉課題へ的確に対応するため、4つの重点取り組みを掲げました。

第1次計画での重点取り組みである「小地域福祉活動の推進」を拡充するとともに、「社協PRと福祉教育の充実」、「ボランティア活動の活性化」、「権利擁護センター機能の活用」の3つを新たに重点取り組みとし、区民一人ひとりの暮らしを支える総合的な支援策を具体化しております。

本協議会では、区民の皆さんのご理解・ご支援、そしてご協力をいただきながら、誰もが安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現をめざし、区民の方々と一緒に、この第2次計画の確実な実行を図って参ります。

結びに、この第2次計画の策定にあたり、活発かつ真摯にご審議をいただいた 策定委員会委員の皆さんをはじめ、パブリックコメント等にご協力いただいた区 民の皆さんや関係者に、心より感謝申し上げます。

平成24年3月

社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 会 長 秋 山 精 一

いま、なぜ小地域福祉活動か

社会的孤立問題が深刻化しています。2010年1月、NHKが放映した「無縁社会」という番組において、NHKの独自調査の結果、全国に"無縁死"が3万2千人もいるという衝撃的な内容が公表されました。この調査は、全国の自治体への電話によるもので、「行旅死亡人」の数(葬祭費を支出した人数)を把握したものです。この年、「無縁社会」という言葉が流行語大賞に選ばれました。

他方、同じ2010年の夏には、所在不明高齢者問題が表面化しました。足立区で111歳の男性が子どもとの同居世帯で白骨状態で発見されました。この男性は30年以上前に死亡していたとのことです。8月27日、厚生労働省は、全国の所在不明高齢者が100歳以上で271人、80歳以上で800人にのぼるということを発表しました。65歳以上となると何人になったのでしょうか。

いま、日本の家族・地域の状況が大きく変化してきています。葛飾区でも高齢者世帯での同居率が低下し、ひとり暮らし高齢者世帯と高齢者夫婦のみ世帯が急増しています。また後期高齢者の増加も顕著になっています。ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯での孤立問題が注目されていますが、孤立問題は若者層にも広がってきています。孤立している人は、控え目でなかなか自分では「助けて」とは言いません。そうした人々は地域に潜在化し、その実態はなかなか見えません。

今回策定された計画では小地域での福祉活動が重視されています。いま、なぜ 小地域福祉活動が求められるのでしょうか。地域では生活上の諸問題を全体的に 見ることができます。小さな地域の強みは、声をあげない控え目な人の声に耳を 傾けることができるのです。潜在化している問題の発見には大きな力を発揮しま す。また、地域では解決方策の総合化もできるのです。小地域での活動に住民の 参加がもとめられています。そして、社会福祉協議会としては、住民による小地 域福祉活動の支援体制を、いままで以上にしっかりと確立していくことが求めら れているのです。

みんなで創り・育む安心して暮らせる「わがまち葛飾」を実現していきましょ う。

平成24年3月

第2次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会委員長明治学院大学教授 河 合 克 義

目 次

Ι	計画策定のねらい及び計画の枠組み	
	計画策定の目的(1)私たちを取り巻く地域・社会の変化(2)地域福祉活動と社会福祉協議会(3)地域福祉活動による支えあい・たすけあいの必要性(4)地域福祉活動を後押しする地域福祉活動計画の策定	. 3 . 3 . 4
	計画の位置づけ及び協働のあり方(1)計画の位置づけ(2)区民・関係機関・行政の役割と協働のあり方	. 7
	計画の策定方法(1)社会福祉協議会が事務局となって区民に呼びかけ(2)策定委員会等に区民、関係機関等が参画して検討(3)計画を策定するための取り組み	10 10
	計画期間と評価(1)計画期間(2)評価	13
п	「わがまち葛飾」の地域課題及び第1次計画の取り組みと評価	
	葛飾はどんなまち? -人口や家族から葛飾を知る- (1)人 ロ(2)19地区別人口(3)家族と住まい(4)19地区別家族と住まい	17 18 20
	地域の課題(1)下町人情あふれるまち ーしかし、地域のつながりは薄れているー (2)少子高齢化等が進む ー見守りが必要な人が増加するー	24

(3)地域のつながり 一つながりをつくるきっかけがないー......28

(4)地域で暮らす多様な人びと 一互いの理解は進んでいるのかー	30
(5)地域活動の場づくり -身近に活動場所がない-	32
(6)区民の不安 -日常生活において何を不安と感じているのかー	34
(7)適切な情報提供を ー情報は本当に届いているのかー	36
3 第1次計画の取り組みと評価	
(1)身近な地域で支えあうしくみを築きましょう	
(2)たすけあいの輪を広げましょう	
(3)安心して暮らせるしくみを充実させましょう	45
(4)まちのニーズに対応する体制をつくりましょう	49
Ⅲ 重点的に推進する活動	
1 第2次計画における重点取り組み	ეე
2 第2次計画において重点的に推進する活動	58
■重点1 小地域福祉活動の推進■	
■重点2 社協PRと福祉教育の推進■	
■重点3 ボランティア活動の活性化■(
■重点4 権利擁護センター機能の活用■ (
	J-I
亚 部队大规范士工 埃尔地球短机工具の大儿士 - 甘土四人 甘土口病	
Ⅳ 課題を解決するための地域福祉活動のあり方 -基本理念・基本目標-	
1 基本理念と基本目標 -私たちがめざすまち	69
	69
(2)基本目標	
(=, - , - ,	
2 地域福祉活動の展開 ー計画の体系図ー 7	74

V 地域福祉活動の個別計画

1	地域で支えあい、つながるしくみをつくりましょう	79
	(1)小地域福祉活動の推進【重点取組】	79
	(2)ボランティア活動推進計画の策定【重点取組】	82
	(3)福祉教育の充実【重点取組】	83
	(4)ボランティアの参加促進・育成【重点取組】	86
	(5)ボランティア活動の支援【重点取組】	88
	(6)地域団体・福祉団体等の支援	90
2	区民同士のたすけあい活動を広げましょう	92
	(1)住民参加型福祉サービスの充実	92
	(2)福祉人材の育成・活用	94
	(3)福祉サービス利用支援の充実【重点取組】	96
	(4)健康・生きがいづくり	98
	(5)募金活動の推進	100
3	自分らしく安心して暮らせるまちをつくりましょう	101
	(1)在宅福祉サービスの充実	101
	(2)生活福祉資金の貸付等	102
	(3)災害ボランティア活動の支援【重点取組】	103
	(4)財政基盤の強化	105
	(5)広報・啓発活動の充実【重点取組】	107
	(6)社協運営の充実	109
	*Arr slosi	
ΛI		
1	第1次計画の取り組みと評価(一覧)	113
2	葛飾区地域福祉活動計画策定委員会	121
3	葛飾区地域福祉活動計画作業委員会	123
4	検討の経過	125



計画策定のねらい及び計画の枠組み

1 計画策定の目的

(1) 私たちを取り巻く地域・社会の変化

- 少子高齢化の進展、ひとり暮らしや核家族世帯の増加、女性の社会進出など社会情勢の変化に伴い、家庭における子育ての力・介護の力が弱まっていると言われています。また、地域では近所づきあいなどを通した住民同士のつながりが弱くなったことで、地域の中で支えあう力・たすけあう力も弱まりつつあります。
- こうした社会情勢を背景に、所在不明高齢者問題や地域の中で孤立している人(家族)の存在、孤独死、虐待など、大きな社会問題が顕在化しています。また、経済の停滞等による生活困窮者や自殺者の増加、東日本大震災による災害不安の増大など、経済活動や災害を背景とした不安や生活課題も大きくなりつつあります。
- 一方で、福祉を取り巻く制度やサービスでは、介護保険制度が実施後 10 年以上を経過し、制度への理解度は進んでいるものの、高齢化の進展を受けて支援や介護を必要とする人は右肩上がりに増加し、制度での十分な対応が追いつかない状況にもあります。また、障がいの分野では、障害者自立支援法による障がい福祉サービス等の再構築など、新たなニーズに対応するための制度改革が進められつつあります。保健福祉に関する制度やサービス等は充実の方向に向かってはいるものの、度々の改正等により制度やしくみが複雑化し、「わかりにくい」「情報が必要な人に届かない」などの声も聞かれるようになっています。

(2) 地域福祉活動と社会福祉協議会

○ 社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的に「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」「社会福祉に関する活動への区民の参加のための援助」「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調

整及び助成」「そのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業」を行う団体と位置づけられています(社会福祉法第109条)。

- 葛飾区社会福祉協議会は、地域福祉の推進という目標を葛飾区民及び地域の関係機関と共有し、区民や関係機関と協働して地域における福祉活動を先駆的に企画・実施・支援する役割を担っています。
- 第1次葛飾区地域福祉活動計画(以下「第1次計画」という。)における重点的取り組みであった小地域福祉活動は、活動の立ち上げから継続的実施に至るまでの間、葛飾区社会福祉協議会による側面的サポートが展開されました。具体的には、区民と関係機関を繋ぎ、協働するきっかけづくりや、地域課題の明確化と共有、活動内容や実施方法へのアドバイス、必要な物品や機器の提供、活動に関する広報の支援、活動に必要な財政的支援等があげられます。
- 地域のつながりが希薄化する中、地域福祉活動を安定的・継続的に実施していくことは容易ではありません。葛飾区社会福祉協議会では、長きに亘る地域での活動経験やその事業活動から得られたノウハウとネットワーク力等を活かし、地域福祉活動を広め、活性化する中心的役割を担います。

(3) 地域福祉活動による支えあい・たすけあいの必要性

- 我が国では、高齢者、障がい者、子どもといった対象者ごとに、福祉関連の法律・制度が整備され、それらに基づき福祉サービス等が提供されてきました。
- しかし、前述したように、私たちを取り巻く社会情勢の変化や顕在化する地域課題は、多様化・複雑化の傾向にあり、これらすべての問題を法律や制度に基づくサービスだけで解決することが難しい社会になってきています。また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしたいという願いから、地域住民それぞれの課題を身近な地域の中で解決していくこ

とが求められるようになっています。

- ○解決の方法としては、関係機関や行政との協働・協力のもと、区民自らの工夫と地域の支えあいで解決を図っていくことが最も大切であると考えます。
- 住民同士が支えあい・たすけあいながら安心して暮らせる地域社会づくりにつなげるためには、「福祉=受動的サービス」という概念ではなく、生活課題・地域課題の解決に向けて、身近な地域において人と人、関係機関とのつながりを再構築し、支えあい・たすけあいの関係やそのしくみをつくる活動が重要です。

(4) 地域福祉活動を後押しする地域福祉活動計画の策定

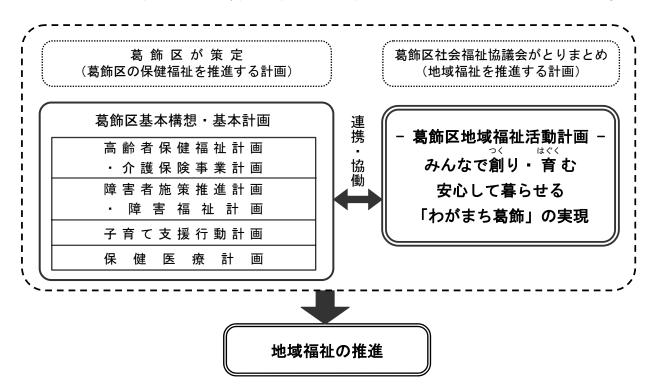
- 地域福祉活動計画は、住民が直面している様々な生活課題・地域課題について、地域に暮らす住民が理解・共有し、住民が自主的・主体的に解決していく地域福祉活動を後押しするための民間の活動・行動計画です。
- 地域福祉活動計画の策定にあたっては、全国社会福祉協議会から「地域福祉活動計画策定指針」(平成15年11月)が示されました。同指針によれば、地域福祉活動計画は、「住民の参画による策定を進める」「自発的・民間性を持った多様な活動を尊重し、活動相互の協働や認知を促進する」「住民の意識や態度の変容の動機づけを図る」計画とする視点等が重要であると記されています。
- 第2次葛飾区地域福祉活動計画(以下「第2次計画」という。)は、策定指針及び第1次計画の実績や評価等を踏まえつつ、葛飾区における地域課題の解決に向けて、区民・関係機関・区・社会福祉協議会等が、それぞれの果たすべき役割を明確化し、地域、とりわけ区民が主体となる地域福祉活動を方向づける計画として策定します。
- 同時に、本計画は、葛飾区社会福祉協議会の発展・強化計画としての性格を有し、本協議会の体制の整備及び活動全般にわたる方向性や具体的取り組みを示すことで、葛飾区における地域福祉を推進する中核的団体

としての社会福祉協議会の役割を明確化し、さらなる地域福祉の充実を めざします。

2 計画の位置づけ及び協働のあり方

(1)計画の位置づけ

- 地域福祉活動計画は、地域が抱える様々な課題を、区民が自主的・主体 的に解決していく地域福祉活動のあり方や、区民・関係機関・葛飾区の 協働のあり方などを示すことで、地域福祉を推進しようとする計画です (下図右)。
- ○一方、葛飾区には、行政による分野別の保健福祉関連計画があります(下図左)。これらは、支援等が必要な区民の実態、必要なサービスの内容や量、サービス提供体制を計画的に整備することを内容とする行政計画です。
- 本活動計画と区における分野別保健福祉関連計画は、地域の生活課題について共有し、また、区民の参加による福祉活動やその支援策を共通に位置づけるなど、「地域に暮らすすべての人が、住み慣れたまちにおいて、安心して・いきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現」をめざし、互いに連携・協働して地域福祉を推進することとなります。



(2) 区民・関係機関・行政の役割と協働のあり方

- 地域福祉活動計画の策定にあたっては、生活課題・地域課題を明確にすると同時に、区民・関係機関・行政がそれぞれの立場において、これら課題の解決に向けて何をすべきなのか、何ができるのかを明らかにすることが重要です。
- この計画における関係機関とは、自治町会をはじめ、民生委員児童委員 協議会、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター) **、地域の 福祉施設、サービス提供団体、ボランティアグループ、NPO*、社会 福祉協議会など地域にある様々な福祉関係機関を指しています。
- 区民は、生活上の困りごとについては、区民自らあるいは家族等ととも に解決を図っていますが、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等にあって は、家庭内だけでは解決の難しいものもあります。
- 地域では、これまで、このような課題については、近隣住民が自分たち のできる範囲内で解決しようと努力をしてきています。また、近隣住民 は、本人や家族が自ら発信しない、あるいは発信できない、声なき困り ごと(潜在的なニーズ)についても発見することができます。
- 近隣住民だけでは解決できない課題については、自治町会や民生委員児 童委員協議会、区、社会福祉協議会などの関係機関との協働も重要です。

%NPO

[※]民生委員・児童委員

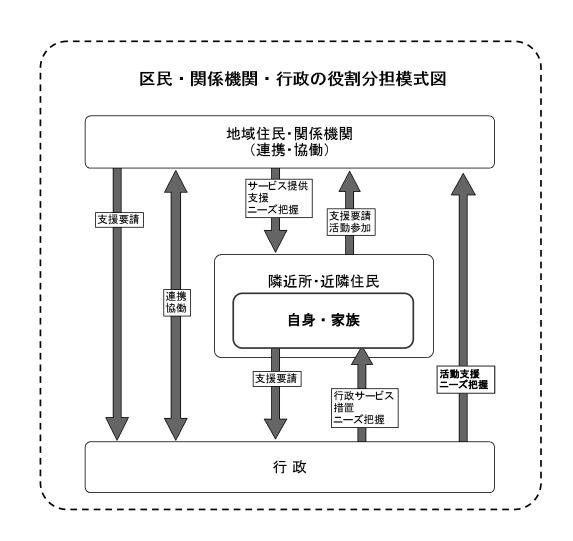
民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別公務員で、地域の中で福祉全般にわたり無報酬で相談や支援を行っています。区内では、383人の民生委員・児童委員が活動しています (平成24年3月1日現在)。

[※]高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)

介護が必要な方や虚弱高齢者及びその家族のための総合的な相談窓口で、また、高齢者が要介護 状態等になることを予防するため、住み慣れた地域で元気で自立した生活を送ることができるよう に支援します。葛飾区内には13か所(分室の6か所を含む)が整備されています(平成24年3月 現在)。

NPOとは Non-Profit Organization の略で、「民間非営利団体」と訳されます。営利を目的とせず、利益の再分配を行わない組織・団体一般を示します。

- また、様々な課題に対して相談を受けた関係機関はそれぞれの立場においてその役割を担うとともに、互いに連携・協働して地域における生活課題・地域課題の解決に取り組むことが重要です。さらに、関係機関は、区民ニーズを汲み上げる機能・区民活動を支援する機能も併せ持つことが大切です。
- 行政には、介護保険によるサービスの提供や、生活保護の適用などといった公的福祉サービスの提供機能のほか、関係機関への活動支援や区民ニーズの汲み上げという機能も併せ持っています。



3 計画の策定方法

(1) 社会福祉協議会が事務局となって区民に呼びかけ

- 葛飾区社会福祉協議会は、区民と協働して「ともに支えあい・たすけあ う」地域福祉社会の実現をめざす社会福祉法人です。葛飾区と連携し、 社会的支援が必要な方々への福祉活動や事業を50年以上にわたって推 進しています。
- 第2次計画は、第1次計画と同様に、区民・関係機関・区関係者の方々の参画を得て、葛飾区社会福祉協議会が事務局となり、策定を行いました。

(2) 策定委員会等に区民、関係機関等が参画して検討

- 第 2 次計画の策定にあたっては、公募区民、関係機関・団体の代表、ボランティア代表、区関係者、社会福祉協議会関係者などから構成される「葛飾区地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、検討を行いました。
- また、この策定委員会のもとに「葛飾区地域福祉活動計画作業委員会」 を設置し、具体的な計画内容等の検討を進めました。

(3) 計画を策定するための取り組み

- 第2次計画の策定にあたり、地域の実態や課題の把握、第2次計画に関する情報提供や意見の募集等を随時行いました(次ページ①~③、12ページ④)。
- 得られたデータは、策定の検討過程や活動計画の中において反映しています。

① 葛飾区における地域の現状と課題の把握

目 的	統計資料を活用して地域課題及び特性を把握する
活用した調査報告書	・「高齢者の生活に関する調査報告書」平成23年3月 ・「葛飾区自治町会活動実態調査」平成22年9月 ・「第13回葛飾区世論調査報告書」平成22年8月 ・「子育て支援に関する意向調査報告書」平成21年3月 ・「葛飾区障害者意向等調査報告書」平成21年3月 ・「ひとりぐらし高齢者実態調査報告書」平成20年11月
活用した計画書	・「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」平成21年3月 ・「葛飾区障害者施策推進計画 第2期葛飾区障害福祉計画」平成 21年3月
活用した統計データ	 ・「葛飾区の現況 第 45 版」平成 22 年度版 ・ 葛飾区住民基本台帳 ・ 平成 17 年度国勢調査 ・ 平成 12 年度国勢調査

② 地区福祉協力委員の意見収集の実施

目的	地域福祉活動及び活動計画に対する地区福祉協力委員の意見を把握する
対象者	地区福祉協力委員全員
調査期間	平成 23 年 6 月から平成 23 年 7 月

③ ホームページによる情報提供及び意見公募の実施

目的	地域福祉活動計画策定に関するホームページを作成・公開し、広く 周知を図るとともに、意見収集を行う
公開開始	平成 23 年 8 月
公開内容	「地域福祉活動計画とは」「計画策定の方法とスケジュール」「策定 委員会等の議事要旨」「計画策定のための各種調査の実施」「意見 募集」など

④ 区民からの意見公募の実施

目的	第 2 次葛飾区地域福祉活動計画 (原案) に対する区民の意見を広く 収集する
実施時期	平成 23 年 12 月 1 日 (木) から 平成 23 年 12 月 22 日 (木)
閲覧場所	葛飾区社会福祉協議会、葛飾区役所区政情報コーナー、 葛飾区区民事務所・区民サービスコーナー(10 か所)、 葛飾区地区センター(19 か所)、ワークスかつしか 葛飾区社会福祉協議会ホームページ
提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
提出され た意見	合計 6 意見 (2 通) [内 訳] ・計画全体に関するもの (1 件) ・福祉教育の推進に関するもの (1 件) ・福祉サービス利用支援の充実に関するもの (1 件) ・生活福祉資金の貸付等に関するもの (1 件) ・広報・啓発活動の充実に関するもの (1 件) ・社協運営の充実 (活動計画推進体制の整備) に関するもの (1 件)

4 計画期間と評価

(1)計画期間

- 第2次計画の計画期間は、平成24~28年度の5年間です。
- それぞれの活動・事業において目標年度を見据えて、活動等の推進に取り組みます。

(2)評価

- 目標達成に向けた取り組みを推進するため、毎年度達成の度合いを確認・評価していきます。
- 計画の評価及び見直しを行うための基礎データの収集、地域課題等の積 極的な把握のための各種調査を随時実施します。
- 平成27年度(計画4年次)からは、第2次計画における目標の達成状況等を全体として評価し、次期計画としての目標や活動内容等の見直し作業を開始します。

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
		計画期間		4
			見直し作	業

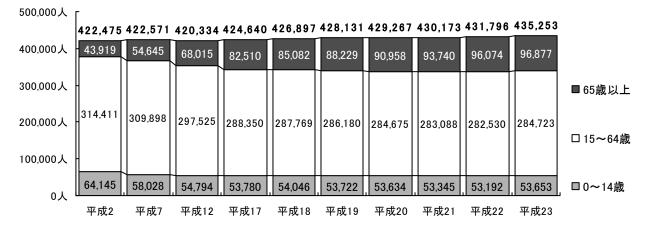
Ι

「わがまち葛飾」の地域課題及び 第1次計画の取り組みと評価

1 葛飾はどんなまち? 一人口や家族から葛飾を知る一

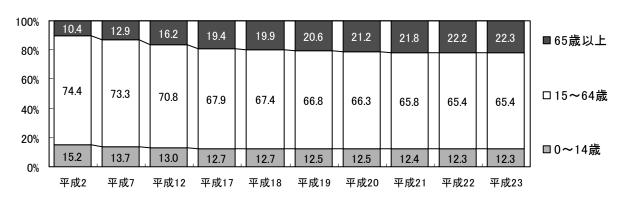
(1)人口

- 葛飾区の人口は43万人を超え、微増の傾向にあります(図表Ⅱ-1)。
- 年齢別に人口を見ると、平成23年の65歳以上の人口は96,877人と10万人弱となり、65歳以上の高齢者人口は確実に増加していることがわかります(図表Ⅱ-1)。総人口に占める65歳以上人口の割合を示す高齢人口比率(人口高齢化率)も増加の傾向にあり、23区平均と比べても高齢化率は高い値となっています(図表Ⅱ-2、図表Ⅱ-3)。
- 15歳から64歳の生産年齢人口比率は減少傾向にあり、14歳以下の年少人口は5万3千人台で推移しています(図表Ⅱ-1、図表Ⅱ-2)。



図表Ⅱ-1 人口の推移

図表Ⅱ-2 年齢別人口比率の推移



※各年1月1日現在の住民基本台帳

25% - 葛飾区 ★ 23区平均 22.3 22.2 23% 21.8 21.2 20.6 21% 19.9 19.4 18.9 20.3 20.2 18.4 19% 19.9 19.5 17.6 19.1 18.7 18.3 18.0 17% 17.7 17.2 15% 平成14 平成15 平成16 平成17 平成18 平成19 平成20 平成21 平成22 平成23

図表Ⅱ-3 高齢化率の推移(葛飾区及び23区)

※各年1月1日現在の住民基本台帳

(2) 19地区[※]別人口

- 19 地区の人口は、地域による差がみられ、最も多い地区は高砂の約 3 万7千人、最も少ない地区は新宿の約1万人です(図表Ⅱ-4)。一地区の人口の平均は、約2万3千人となっています。
- 〇 高齢化率は新宿や堀切において 25%を超えて高く、反対に、青戸や水元は 2 割を下回り低くなっています (図表 II-4)。
- 19 地区において、高齢者人口が最も多い地域は高砂の 8 千人超、最も 少ない地域は東金町の約 2 千人です。一地区あたりの高齢者人口の平均 は、約 4 千 6 百人となっています(図表 II -5)。

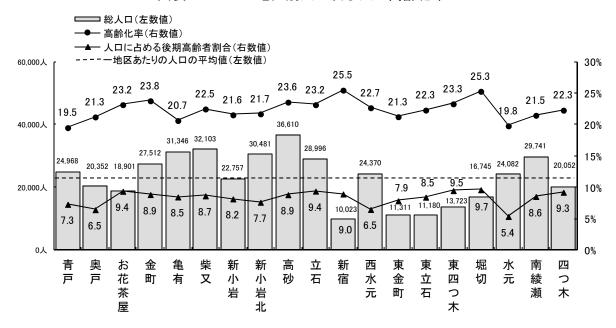
※19 地区

まちづくり・防災・防犯・清掃・その他の住民活動展開の単位となっている地区連合町会の単位(19地区は番地等で分類されていますが、図表は丁目で分類している結果のため、おおよその傾向を見るための概数となっています)。

※後期高齢者

65 歳以上の人のことを高齢者といい、高齢者のうち 65 歳以上 75 歳未満を前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者として区分することが多くあります。 ここでも、75 歳以上を後期高齢者としています。

図表Ⅱ-4 19 地区別人口及び人口高齢化率



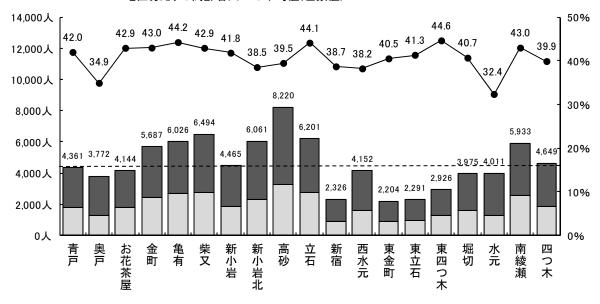
※平成23年1月1日現在の住民基本台帳

※19 地区=まちづくり・防災・防犯・清掃・その他の住民活動展開の単位となっている地区連合町会の単位(19 地区は番地等で分類されていますが、図表は丁目で分類している結果のため、おおよその傾向を見るための 概数となっています)(50音順に表示)

図表Ⅱ-5 19地区別高齢者人口

高齢者人口

- ■■前期高齢者人口(左数値)
- □□ 後期高齢者人口(左数値)
- ―― 高齢者人口に占める後期高齢者割合(右数値)
- ---- 一地区あたりの高齢者人口の平均値(左数値)



※平成23年1月1日現在の住民基本台帳

※19 地区=まちづくり・防災・防犯・清掃・その他の住民活動展開の単位となっている地区連合町会の単位(19 地区は番地等で分類されていますが、図表は丁目で分類している結果のため、おおよその傾向を見るための 概数となっています) (50 音順に表示)

(3) 家族と住まい

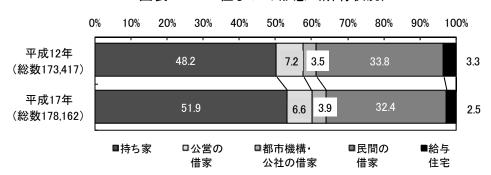
- 家族形態を見ると、「高齢夫婦のみ」、「単身高齢世帯」などの世帯が増加しています(図表II-6)。
- 〇 住まいの形態では、持ち家の増加と住宅の高層化の傾向を反映して、とりわけ 6 階以上に暮らす世帯の増加が顕著となっています(図表II-7、図表II-8)。

10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 平成12年 11.3 7.4 40.4 8.2 25.5 7.2 (総数173,417) 平成17年 10.3 39.5 24.5 8.8 (総数178,162) ■夫婦 口高齢夫婦 ■親と 口その他の □単身 □単身高齢 子ども 世帯 のみ のみ 世帯 世帯

図表Ⅱ-6 家族形態の推移

※国勢調査結果(一般世帯の分類)

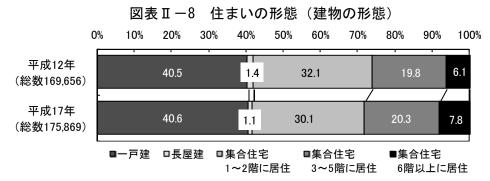
※その他の世帯とは、その他の親族世帯及び非親族世帯の合計



図表Ⅱ-7 住まいの形態(所有状況)

※国勢調査結果

※間借り及び一般の住宅以外を除外してグラフ化しているため合計しても100%になりません



※国勢調査結果

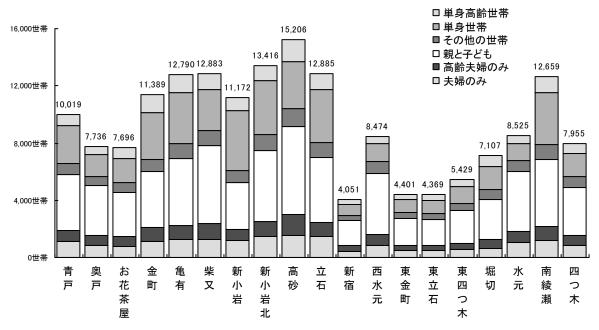
※住宅に住む一般世帯のみを集計しています

※その他を除外してグラフ化しているため合計しても100%になりません

(4) 19地区別家族と住まい

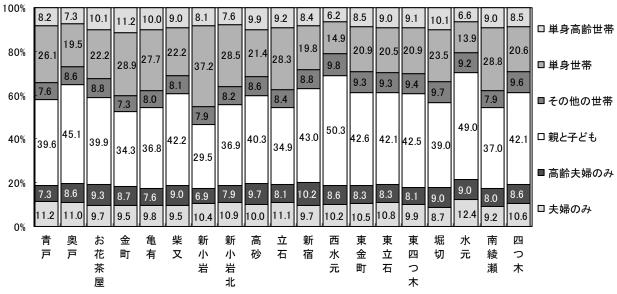
- 家族形態では、人口規模の小さい新宿・東金町・東立石地区が比較的似かよった割合を示していますが、その他の地区ではそのような類似性はあまり見られません(図表Ⅱ-10)。
- 金町地区は高齢者も含めて「単身世帯」の実数・割合が高く、反面「親と子ども」の割合が低くなっています。反対に、西水元・水元地区は「単身高齢世帯」「単身世帯」の割合が低く、「親と子ども」の割合が高くなっています(図表Ⅱ-9、図表Ⅱ-10)。
- 〇 新小岩地区は高齢者も含めて「単身世帯」の割合が非常に高く、「親と 子ども」の割合が低い結果となっています(図表 $\Pi-10$)。
- 〇 住まいについては、一戸建ては西水元地区、集合住宅は新小岩地区で割合が高くなっています(図表 $\Pi-11$ 、図表 $\Pi-12$)。

図表Ⅱ-9 19地区別家族形態 (実数)



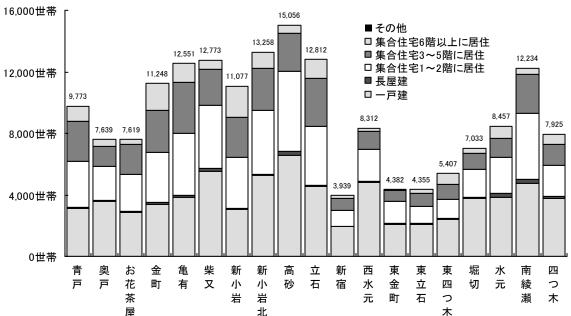
- ※平成17年国勢調査結果(一般世帯の分類)
- ※その他の世帯とは、その他の親族世帯、非親族世帯の合計
- ※数字は世帯数の合計
- ※19 地区=まちづくり・防災・防犯・清掃・その他の住民活動展開の単位となっている地区連合町会の単位(19 地区は番地等で分類されていますが、図表は丁目で分類している結果のため、おおよその傾向を見るための 概数となっています) (50 音順に表示)

図表Ⅱ-10 19 地区別家族形態(割合)



- ※平成17年国勢調査結果(一般世帯の分類)
- ※その他の世帯とは、その他の親族世帯、非親族世帯の合計
- ※19 地区=まちづくり・防災・防犯・清掃・その他の住民活動展開の単位となっている地区連合町会の単位(19 地区は番地等で分類されていますが、図表は丁目で分類している結果のため、おおよその傾向を見るための 概数となっています) (50 音順に表示)

図表Ⅱ-11 19地区別住まいの形態(実数)



- ※平成17年国勢調査結果
- ※数字は世帯数の合計
- ※19 地区=まちづくり・防災・防犯・清掃・その他の住民活動展開の単位となっている地区連合町会の 単位(19 地区は番地等で分類されていますが、図表は丁目で分類している結果のため、おおよその 傾向を見るための概数となっています) (50 音順に表示)

2.1 2.6 100% 4.4 5.8 5.9 7.5 8.8 8.1 9.8 9.8 10.4 13.5 ■その他 15.7 18.5 14.2 15.4 16.5 15.0 19.0 18.3 21.1 19.3 4.7 20.6 80% 24.5 17.7 □集合住宅 26.6 23.9 24.8 6階以上に居住 23.1 25.9 32.4 26.3 28.5 34.7 25.5 28.2 25.3 32.1 ■集合住宅 60% 34.8 22.9 31.4 32.0 3~5階に居住 29.5 29.3 30.5 口集合住宅 30.3 40% 1~2階に居住 57.6 53.7 ■ 長屋建 49.1 48.1 48.2 47.9 45.6 44.5 43.2 43.6 39.8 38.9 20% 37.6 35.6 32.1 30.7 30.1 27.5 □一戸建 0% 柴 新 新 西 東 東 東 四 戸 花 町 有 又 宿 戸 小 小 砂 石 水 金 立 四 切 綾 つ 元 つ 木 茶 岩 岩 元 町 石 瀬 屋 北 木

図表Ⅱ-12 19地区別住まいの形態(割合)

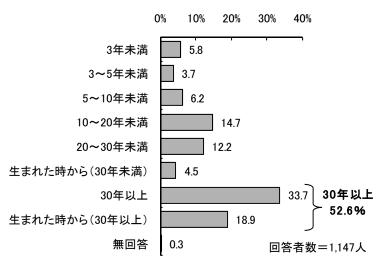
- ※平成17年国勢調査結果
- ※長屋建、その他の数字は掲載を省略している
- ※19 地区=まちづくり・防災・防犯・清掃・その他の住民活動展開の単位となっている地区連合町会の単位(19 地区は番地等で分類されていますが、図表は丁目で分類している結果のため、おおよその傾向を見るための概数となっています)(50音順に表示)

2 地域の課題

(1) 下町人情あふれるまち ーしかし、地域のつながりは薄れているー

- 葛飾区は永く住み続けている人が多く、区内に30年以上暮らしている 人が52.6%を占めています(図表Ⅱ-13)。
- 自治町会を対象とした調査の結果(回答率約7割)によると、加入率が50%台以下という自治町会は2割程度にとどまり、比較的高い自治町会加入率となっています(図表 II -14)。
- 葛飾区に住み続けたい理由に、「愛着がある、ふるさとに感じている、 葛飾区の人が好きだから」といった声もあります。葛飾区の成り立ちな どを考えあわせると、そのイメージとして、「下町情緒、下町人情、近 所づきあいができる」などを思い浮かべる人も多いと思われます(図表 $\Pi-15$)。
- 〇 地域に頼れる人や相談先があるかとの質問に対して、59.6%が「いいえ」と回答しています。頼れる人や相談先があると回答した割合が5割を超える地域はなく、7割近くが頼れる人や相談先がないと回答している地域も見られました(図表 $\Pi-16$)。
- 現代社会の課題として語られる孤独死や「無縁社会」という、いわゆる 地域や人とのつながりを持たずに暮らしている人や家族の課題等は、葛 飾区にとっても同様の課題といえます。
- 葛飾区は下町人情のあるまちというイメージがある一方、区民の暮らし 方・考え方など様々な要因が影響して、昔ながらの地域のつながりは弱 まってきていると考えられます。

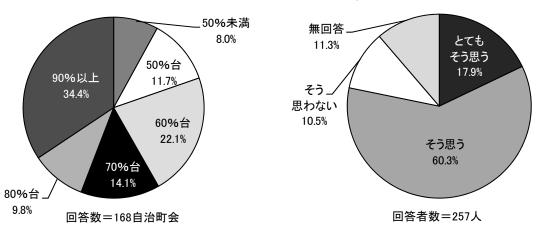
図表Ⅱ-13 区内通算居住年数



※出典:「第13回葛飾区世論調査報告書」平成22年8月

図表Ⅱ-14 自治町会加入率

図表Ⅱ-15 葛飾区は下町人情があると思うか

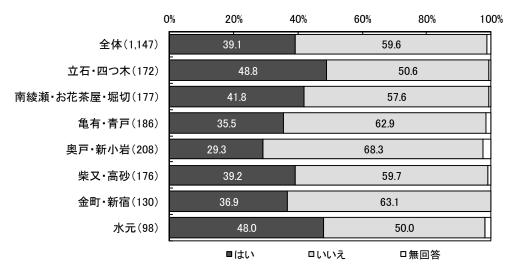


平成 22 年 9 月

※出典:「葛飾区自治町会活動実態調査」 ※出典:「平成22年度福祉指導者研修会アンケート」

社会福祉協議会実施

図表Ⅱ-16 地域で頼れる人や相談先があるか



※出典:「第13回葛飾区世論調査報告書」平成22年8月

※() 内は回答者数

(2) 少子高齢化等が進む -見守りが必要な人が増加する-

- 少子高齢化*のさらなる進展が予測されることは、葛飾区も例外ではありません。前掲のデータによると、平成23年1月1日現在の高齢者人口は96,877人、高齢化率22.3%、14歳以下の年少人口53,653人(比率:12.3%)を大きく上まわっています(図表Ⅱ-1、図表Ⅱ-2)。高齢者人口は今後も増加を続け、平成24年度には10万人を超えると予想されています(図表Ⅱ-17)。
- 65 歳以上の高齢者のうち、ひとり暮らしの方も増加傾向にあり、平成20 年度は高齢者人口の約 15%がひとり暮らしとなっています(図表 II -18)。
- 支援や介護を必要とする介護保険の要支援・要介護認定率*は、65歳以上 75歳未満の高齢者が 4.5%であるのに比べ、75歳以上の高齢者は 26.3%と 74歳以下のポイントを 21.8ポイント上回り、約5.8倍にはね上がります。75歳以上の高齢者になると、支援や介護を必要とする人の割合が高まるという特徴があることがわかります(図表Ⅱ-19)。
- 平成20年に実施した子育てに関する意向調査では、経済的負担とほぼ同じ割合で、乳幼児の保護者の56.4%が「子どものしつけや子どもとの接し方に悩みがある」と回答し(図表Ⅱ-20)、また、「自分が親としてふさわしくないと感じることがある」との問いに「そう思う」と「ややそう思う」と回答した方が約4割程度いるなど、子育て支援の必要性をうかがわせています。
- 少子高齢化や世帯規模の縮小等に相まって、地域活力は低下し、支援や 介護が必要な人の増加とともに、日常の見守りや声かけなどが必要な人 の増加が予想されます。

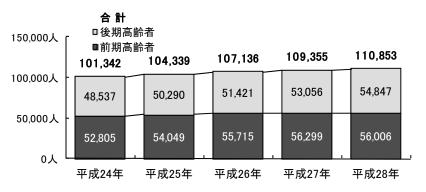
※少子高齢化

※要支援·要介護認定率

介護保険制度において、被保険者に占める要支援・要介護認定を受けた人の割合を示しています。 率が高いほど、その区域での支援や介護が必要な人が多いことを意味します。

子ども人口が減り、高齢者人口が増える状況を意味します。労働人口の減少、年金をはじめとする社会保障制度維持の問題、経済成長の鈍化、国家財政の負担増加など、国・経済・地域社会・個人等それぞれのレベルにおいて、様々な問題が発生しています。

図表Ⅱ-17 高齢者人口の推計



※出典:「新基本計画における葛飾区の将来人口推計」より

図表Ⅱ-18 ひとり暮らし高齢者の推移

■ひとりぐらし高齢者(左数値) 一高齢者人口に占めるひとり暮らしの割合(右数値) 15,319 16,000人 16% 13,698 12,304 11,843 15.7 12,000人 15% 8,000人 14.8 14.6 14.5 14% 4,000人 13% 0人 平成16 平成17 平成20 平成23 年度 年度 年度 年度

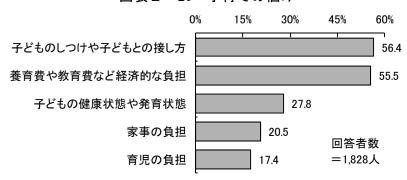
※出典:「ひとりぐらし高齢者実態調査報告書」平成23年11月

図表Ⅱ-19 介護保険の要支援・要介護認定率

	前期高齢者 (65~74 歳)	後期高齢者 (75 歳以上)	高齢者全体
A:被保険者数	51,825 人	45,881 人	97,706 人
B:要支援·要介護認定者	2,340 人	12,057 人	14,397 人
C:要支援·要介護認定率	4.5%	26.3%	14.7%

※出典:「介護保険事業状況報告(平成23年3月分)」(65歳以上の第1号被保険者のみの集計)

図表Ⅱ-20 子育ての悩み

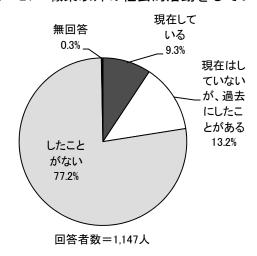


※出典:「子育て支援に関する意向調査」平成21年3月、上位5位のみ掲載

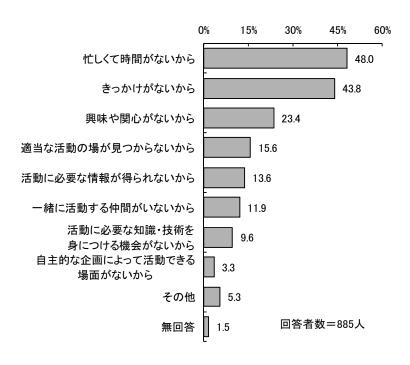
(3) 地域のつながり 一つながりをつくるきっかけがないー

- 生活に対する価値観も多様化し、生活スタイルも様々になってきている中で、近隣との関係を煩わしいと感じている人や自ら地域との関係を持とうとしない人等が増加し、近所同士や自治町会などの地域における人と人とのつながりが少なくなりつつあるといわれています。こうした状況は、これまで近隣同士がお互いに顔の見える存在であった地域も例外ではなく、地域内の世代交代が進んでいること等も影響して、昔と比べて近所づきあいが少なくなってきているという声が聞かれます。
- 〇 地域のつながりを構築する手段の一つに、地域における活動や行事への参加などがありますが、職業以外の社会的活動については、77.2%が活動していない状況にあります(図表 II-21)。
- 社会的活動をしていない人にその理由を聞いたところ、「忙しくて時間がないから」と答えた人が5割近くおり、次いで「きっかけがないから」と答えた人が43.8%と4割を超えています(図表Ⅱ-22)。身近な地域に「どのような活動があるのかを知らない」「どうやってはじめたらいいかがわからない」「知り合いがいない」など、参加するきっかけがないために、活動につながらない実態があることがわかります。
- 今後の社会的活動の活動意向については、「わからない」と答えた人が53.8%、「活動したくない」と答えた人も22.8%いる一方で、「活動したい」と答えた人が23.5%とほぼ4人に1人程度います(図表Ⅱ-23)。
- 地域のつながりをつくっていくためには、身近な地域での行事や活動への参加の後押しをすることや、地域の課題に関心を持つ機会を提供するなど、きっかけづくり、働きかけ、工夫が必要といえます。

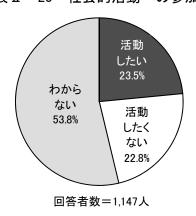
図表Ⅱ-21 職業以外の社会的活動をしているか



図表Ⅱ-22 職業以外の社会的活動をしていない理由



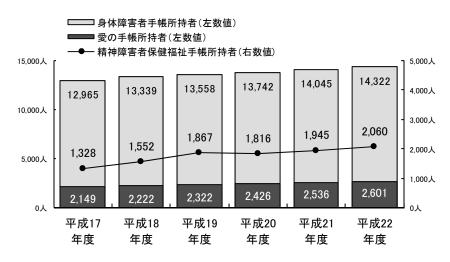
図表Ⅱ-23 社会的活動への参加意向



※出典:図表Ⅱ-21~23「第13回葛飾区世論調査報告書」平成22年8月

(4)地域で暮らす多様な人びと 一互いの理解は進んでいるのかー

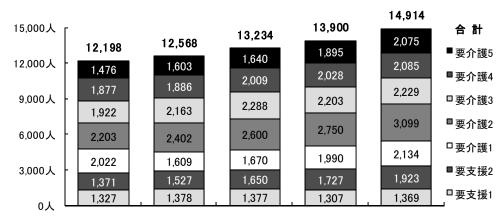
- 地域の中には、考え方・仕事・生活スタイル等が違う様々な人が暮らしています。例えば、年齢では 0 歳の乳児から 100 歳を超えるお年寄りがおり、また、障がいがある人、介護が必要な人、見守りや声かけが必要な人、ひとり親の家庭、外国籍の人など様々です。
- 〇 障害者手帳の所持者や要支援・要介護の人々はいずれも増加の傾向にありますが(図表II-24、図表II-25)、「葛飾区障害者意向調査」によれば、身体障がいでは 9.2%、知的障がいでは 32.1%、精神障がいでは 19.7%が「周りの人の障害者に対する理解不足は、障害者が社会参加をする上で妨げになっていると思う」と回答しています(図表II-26)。
- 「葛飾区世論調査」によれば、障がいのある人が安心して暮らすために 重要なこととして「障害のある方に対する周囲の人々の理解」と回答し た人が 55.5%、「障害に対する正しい理解を深める小・中学校での福祉 教育」と回答した人が 32.0%でした (図表 II - 27)。これは、障がいや 障がい者への理解の必要性を認識していることの表れの一つと考えら れます。
- 地域に暮らす誰もが支えあいながら安心して暮らせるまちをつくるためには、互いの理解が必要となってきます。



図表Ⅱ-24 障害者手帳を持っている人の推移

※出典:身体障害者手帳所持者及び愛の手帳所持者は「葛飾区の現況 第45版」平成22年度版 精神保健福祉手帳所持者は「障害者施策推進計画及び第2期障害福祉計画」平成21年3月(但 し、平成21年度以降は葛飾区障害福祉課からの資料提供による)

図表Ⅱ-25 要支援・要介護認定者の推移

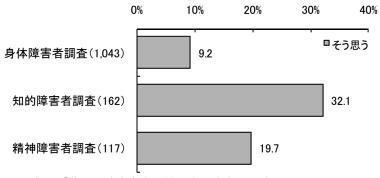


平成19年3月 平成20年3月 平成21年3月 平成22年3月 平成23年3月

※出典:「介護保険事業状況報告(各年3月分)」

図表Ⅱ-26 障がい者やその家族の意見

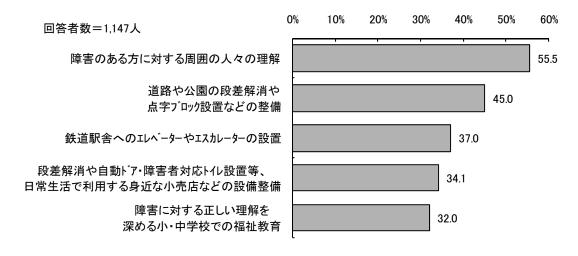
「周りの人の障害者に対する理解不足」は、障害者が 社会参加をする上で妨げになっていると思うか



※出典:「葛飾区障害者意向等調査報告書」平成21年3月

※()内は回答者数

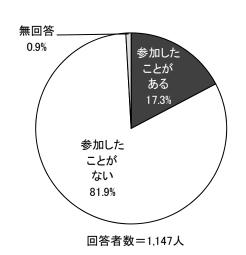
図表Ⅱ-27 障がいのある方が安心して暮らせるためには、何が重要か



※出典:「第13回葛飾区世論調査報告書」平成22年8月、上位5位のみ掲載

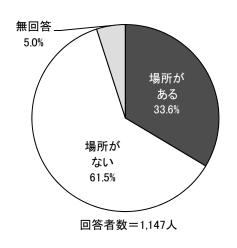
(5) 地域活動の場づくり -身近に活動場所がない-

- 私たちの暮らす地域では、自治町会をはじめ、民生児童委員、子ども会、 高齢者クラブ、地域ボランティア・NPOなどの地域関係者や地域活動 団体が様々な活動を行っています。
- 区民のこの一年間の地域活動への参加の有無については、「参加したことがある」と答えた人が 17.3%であるのに対し、「参加したことがない」と答えた人が 81.9%と、8割を超えています(図表 II 28)。また、身近に地域活動の「場所がある」と答えた人が 33.6%であるのに対し、「場所がない」と答えた人が 61.5%という結果になりました(図表 II 29)。
- 社会的活動をしたいという区民が4人に1人程度いることは前述しましたが(図表Ⅱ-23)、参加したい社会的活動としては、町会・自治会や防犯・防災活動、高齢者の福祉や介護、自然環境保護、文化・芸術などに比較的関心が高くなっています(図表Ⅱ-30)。
- 〇 高齢社会を豊かなものとするための効果的な施策のあり方の質問に対しては、ハード面の整備や就業に関する回答に次いで、「高齢者の社会的活動に関する組織づくりや活動場所の提供などの活動支援を行う」ことと答えた人が 23.0%となっています(図表 $\Pi-31$)。
- 住み慣れた地域で活動できるしくみづくりが重要であり、既存の地域活動と連携・協働しながら、区民同士のつながりを再構築する新たな地域活動の場づくりが必要といえます。

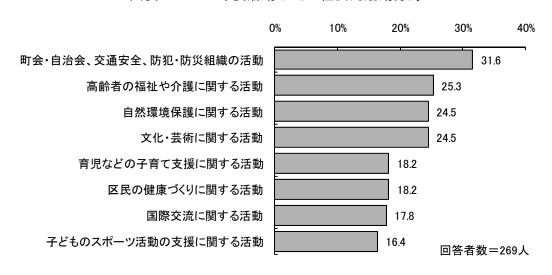


図表Ⅱ-28 地域活動への参加経験

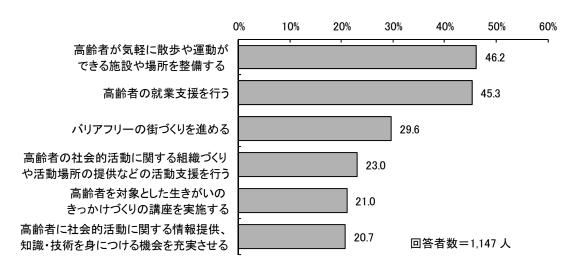
図表Ⅱ-29 身近な地域活動の場所



図表Ⅱ-30 今後活動したい社会的活動分野



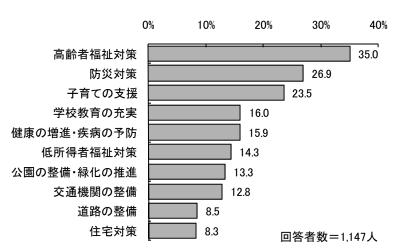
図表Ⅱ-31 高齢社会を豊かなものとするため効果的な施策



※出典:図表 II-28~31「第13回葛飾区世論調査報告書」平成22年8月 ※今後活動したい社会的活動分野、高齢社会を豊かなものとするため効果的な施策は、上位のみ掲載 ※高齢社会を豊かなものとするため効果的な施策は、選択肢の表現を一部省略

(6) 区民の不安 -日常生活において何を不安と感じているのか-

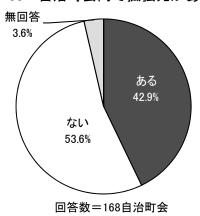
- 区民が区に力を入れてほしいと考えている施策は、高齢者福祉対策、防災対策、子育ての支援の対策が上位 3 位となりました。とりわけ高齢者福祉や防災への対策は、4 人に 1 人以上が力を入れてほしいと考えている施策となっています(図表 Π -32)。
- 自治町会への調査の結果、ひとり暮らし高齢者の孤独死の発見を経験した自治町会は全体の42.9%にのぼっています(図表Ⅱ-33)。
- 高齢者が望む地域で安心して暮らすためのサービスとして、日常的なサービスや、緊急・災害時の対応を求める声が大きいことがわかります。
 「介護や支援が必要になったら」、「急に具合が悪くなったら」・・・という気持ちは多くの人が抱く不安となっています(図表Ⅱ-34)。
- 防災の視点から見ると、7割近くが自分が暮らしている地域は「震災時に安全な地域ではない」と感じています(図表Ⅱ-35)。東日本大震災がもたらした未曾有の災害は、多くの区民の不安にもつながっていることは想像に難くありません。
- 生活に関する不安は様々ですが、介護や病気などに不安が大きく、また、 災害に対しても地域や年齢を問わず区民が共通して不安を感じている 課題であることが明らかになりました。



図表Ⅱ-32 区に力を入れてほしいもの

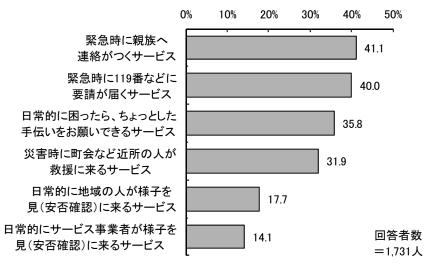
※出典:「第13回葛飾区世論調査報告書」平成22年8月、上位10位のみ掲載

図表Ⅱ-33 自治町会内で孤独死があったか



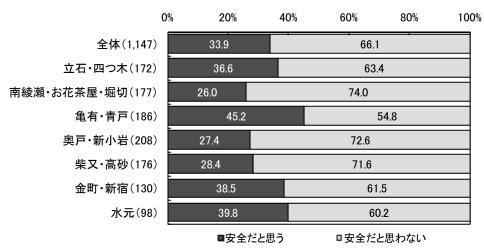
※出典:「葛飾区自治町会活動実態調査」平成22年9月

図表Ⅱ-34 高齢者が考える地域で安心して暮らすために必要なサービスは



※出典:「高齢者の生活に関する調査報告書」平成23年3月、上位6位のみ掲載

図表Ⅱ-35 住まいの地域は震災時に安全な地域だと思うか

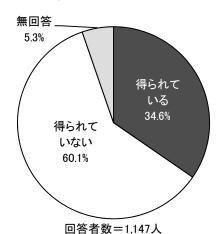


※出典:「第13回葛飾区世論調査報告書」平成22年8月

※() 内は回答者数

(7) 適切な情報提供を -情報は本当に届いているのか-

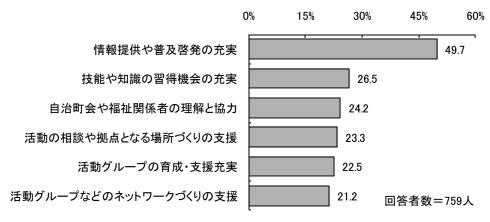
- 情報がない・不足しているという課題は、古くて新しい課題といえます。
- 介護保険制度(平成12年度~)、障害者支援費制度(平成15~17年度)、 障害者自立支援法による新しいサービス(平成18年度~)などが始ま り、さらには度重なる制度改正により、サービス提供のしくみや制度は 複雑になっています。
- 〇 世論調査においても、60.1%の人が、葛飾区の区政情報は十分に得られていないと回答しています(図表 II-36)。平成 18 年度に社会福祉協議会が実施した「区民意識調査」では、地域のたすけあい福祉活動の充実のために必要なことの第 1 位に、「情報提供や普及啓発の充実」があげられています(図表 II-37)。区民同士のたすけあい等を進めるために、情報を正しく・適切に伝えることの重要性がわかります。
- 社会福祉協議会に関する認知については、ホームページへのアクセス件数は着実に伸びつつあるものの、認知度や活動への理解は必ずしも十分ではないといえます(図表Ⅱ-38、図表Ⅱ-39)。
- 正しく・適切に情報を伝えるしくみをつくること、自分の力で情報を得ることが難しい人に情報を伝えるしくみをつくることは、見過ごしてはならない課題となっています。



図表Ⅱ-36 必要とする葛飾区の区政情報を十分に得られているか

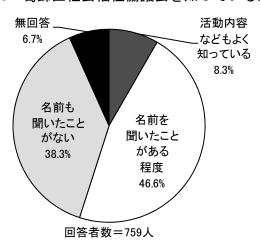
※出典:「第13回葛飾区世論調査報告書」平成22年8月

図表Ⅱ-37 地域のたすけあい福祉活動を充実させていくには何が必要か



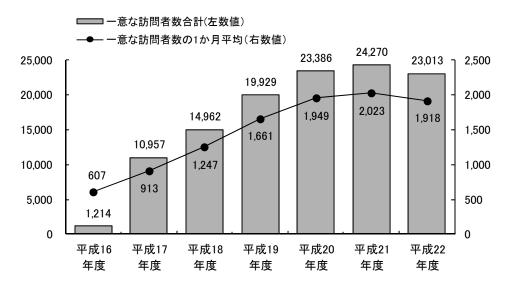
※出典:「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成18年7月、上位6位のみ掲載

図表Ⅱ-38 葛飾区社会福祉協議会を知っているか



※出典:「葛飾区における福祉のまちづくりに関する区民意識調査」平成18年7月

図表Ⅱ-39 葛飾区社会福祉協議会ウェブサイトアクセス件数



※出典: 葛飾区社会福祉協議会による集計

3 第1次計画の取り組みと評価

- 葛飾区においては、葛飾区社会福祉協議会が中心となって策定した第1 次計画や葛飾区が策定した保健福祉を推進する各分野別の計画等に基づき、区民、関係機関、区、社会福祉協議会などが連携・協働して、地域福祉の推進に向けた活動を展開しています。
- 第1次計画は、3つの基本目標、4つの具体的活動の方向性からなり、 社協の取り組みとして掲げられている活動・事業は66、このうち新規 活動・事業は17となっています。
- 第 2 次計画の方向性等を検討するにあたり、第 1 次計画の各活動・事業 に関する進捗状況を含めた現状及び課題の整理を実施しました。
- 以下では、「身近な地域で支えあうしくみを築きましょう」「たすけあいの輪を広げましょう」「安心して暮らせるしくみを充実させましょう」「まちのニーズに対応する体制をつくりましょう」という4つの具体的活動の方向性を柱に、①第1次計画における取り組み状況、②第2次計画の課題と方向性の概略をまとめました。

※取り組みと評価の掲載方法について

- ・ 第1次計画において目標値が掲載されている事業については、「評価」「平成22 年度取り組みの概要」「第2次計画の課題と方向性」を表形式にて掲載しています。
- ・第1次計画において目標値が掲載されていない事業については、事業名及び「評価」のみを掲載しています。
- ・ 「評価」とは:社協の内部評価結果であり、具体的には、◎進んだ、○ある程度 進んだ、△やや進んだ(ほぼ現状)、×進まなかった(未実施等)であらわして います。
- ・ <新規>とは:第1次計画期間中に新たにスタートした活動・事業。
- ・ 〈再構築〉とは:第1次計画期間中に事業の内容等が変更された活動・事業。
- く終了・完了>とは:第1次計画期間中に終了あるいは完了した活動・事業。

(1) 身近な地域で支えあうしくみを築きましょう

①第1次計画における取り組み状況

- 第1次計画において重点事業として掲げられた「小地域福祉活動」の展開は、平成22年度において本格実施2地区、モデル実施2地区となっており、目標値の11地区実施までには至っていないものの一定の進展が図られました。
- 小地域福祉活動や地域福祉推進を支える体制づくり(ネットワークづくり、人材育成等)には未着手の活動・事業があります。
- 福祉教育に関する活動・事業については、ボランティア出前講座、ボランティア協力校支援、福祉教育ハンドブックの発行・配布などが学校を 拠点に進展しました。
- 福祉教育ハンドブックの発行・配布は、地域・学校との協働でオリジナルハンドブックの作成・配布・活用がなされるなど、福祉教育の推進に一定の役割を果たしています。
- 「身近な地域で支えあうしくみを築きましょう」の全体を概観すると、 第1次計画における8つの新規活動・事業のうち4活動・事業が未着手 となっています。

ア:小地域福祉活動の推進

▶ 実施体制の整備 評価:○

平成22年度取り組みの概要

・本格実施地区:2地区・モデル実施地区:2地区

第2次計画の課題と方向性

- ・小地域福祉活動に関する理解度が十分ではない。
- ・早期の全地区実施をめざし、事務局体制、区や関係機関との連携などによる支援体制 を構築する。

▶ 小地域福祉活動支援 評価:○

平成22年度取り組みの概要

・本格実施地区:2地区・モデル実施地区:2地区

第2次計画の課題と方向性

- ・組織の立ち上げから活動までの支援と運営の検討など、初期活動時に十分な支援が必要である。
- ・「実施体制の整備」の実践内容であることから、活動・事業としての位置づけは、体系の見直しの中で検討する。
- ▶ いきいきふれあいサロン <新規> 評価:○

平成22年度取り組みの概要

・延参加者: 3,104 人 (利用登録者: 533 人) ・活動登録者: 28 人

運営日数:236日

第2次計画の課題と方向性

- ・高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)やボランティアグループ、近隣商店との協働、連携などにより、幅広い世代に参加、利用してもらえる取り組みが必要である。
- ・初期の目的達成のため、運営継続に向け、主体としての区と活動支援について協議する。

イ:支えあい福祉活動のネットワークづくり

▶ 小地域福祉活動内のネットワークづくり 評価:○

平成22年度取り組みの概要

・本格実施地区:2地区 ・モデル実施地区:2地区

第2次計画の課題と方向性

- ・情報・人材がつながるしくみづくりは、地区の実情を踏まえた取り組みが重要となる。
- ・「実施体制の整備」の実践内容であることから、活動・事業としての位置づけは、 体系の見直しの中で検討する。
- ▶ 地域活動コーディネーターの発掘・育成 評価:×

平成22年度取り組みの概要

未実施。

第2次計画の課題と方向性

・小地域福祉活動の取り組みの中で、各地区の中心的な存在となる人材は必要である。但し、活動を支援する方策の一つとしてとらえることとし、活動・事業としての存置については、体系の見直しの中で検討する。

▶ 協力会員連絡会議の設置 評価:×

平成22年度取り組みの概要

未実施。

第2次計画の課題と方向性

- ・しあわせサービス協力会員等への働きかけや、地域の中でしあわせサービスのよう な活動は小地域福祉活動そのものの考え方の一つであることから、協力会員連絡会 議の設置は廃止する。
- ▶ ネットワーク推進会議の設置 評価:×

平成22年度取り組みの概要

未実施。

第2次計画の課題と方向性

・「ネットワーク会議」のようなオフィシャルで形式的な会議ではなく、フランクで 自由な意見交換がなされる「情報交換会」的な場の設置として再構築する。

ウ:福祉教育の充実

▶ 福祉教育ハンドブックの発行 <事業完了> 評価:◎

平成22年度取り組みの概要

_

第2次計画の課題と方向性

- ・平成21年度までに検討・発行した。
- ・取り組み内容を「福祉教育ハンドブックの活用」へシフトした。
- ▶ 福祉教育ハンドブックの活用 <新規> 評価:◎

平成22年度取り組みの概要

·福祉教育研修会:参加教諭 47 人

第2次計画の課題と方向性

- ・ハンドブックの内容を実際の学校のカリキュラムにあわせるなど、改訂の検討が必要になっている。
- ・実際に活用している教諭・講師の意見を聞きながら、改訂版の検討を行い、さらに 福祉教育を推進するために有効な方策を検討する。
- ▶ 夏休みボランティア体験 <再構築> 評価:△
- ▶ ボランティアサマースクール <再構築> 評価:△
- ▶ ボランティアスクール <新規> 評価:○(夏休みボランティア体験、ボランティアサマースクールの2活動・事業をあわせて再構築)
- ▶ ボランティア出前講座 評価:○
- ▶ ボランティア協力校支援 評価:○

エ:福祉人材の育成

▶ 地域活動コーディネーター養成研修 <新規> 評価:×

平成22年度取り組みの概要

未実施。

第2次計画の課題と方向性

- ・小地域福祉活動の取り組みの中で、各地区の中心的な存在となる人材は必要である。但し、活動を支援する方策の一つとしてとらえることとし、活動・事業としての存置については、体系の見直しの中で検討する。
- ▶ 手話講習会 評価:○
- ▶ 訪問介護員レベルアップ研修 <終了> 評価:○ (事業主体である区が、社協以外の業者に発注したため、葛飾社協の事業としては終了)
- ▶ 福祉指導者研修会 評価:△

オ:地区行事等の支援

- ▶ 地区高齢者支援活動助成 評価:○
- ▶ 青少年育成地区委員会助成 評価:○

②第2次計画の課題と方向性

- 第1次計画期間中の実践を通じて、小地域福祉活動の実施地区をさらに 拡大していくこと、活動をする人・協力する人を育成すること、多様な ニーズに応えていくこと、PRの工夫をすること、活動拠点を確保する こと、社協の支援体制を強化すること等、多くの課題が明らかになりま した。
- 小地域福祉活動は、身近な地域の課題を的確に把握し、皆で支えあいながら解決するしくみを築く重要な役割を担っています。区民同士のつながりが弱まりつつある今こそ、小地域福祉活動等を通して新たなつながりを築く取り組みが重要です。
- 第 2 次計画においても、小地域福祉活動の意義や効果、将来を見据えた 支援体制のあり方、目標達成のための方策などについて、具体的方向性 を示しつつ、重点事業としての取り組みが必要です。

- 福祉教育に関しては、学校に限らず広く区民を対象とした福祉教育を推進することが課題であり、また、福祉教育を推進するための活動・事業の体系化を図るとともに、それぞれの活動・事業の連携強化が必要です。
- 第1次計画期間中に、「いきいきふれあいサロン」(⇒81ページ)が区からの委託事業として新たに開始されました。第2次計画では、当該事業についても関係機関等との連携を図りつつ、地域のつながりを広げる活動として取り組みの普遍化を図る必要があります。

(2) たすけあいの輪を広げましょう

①第1次計画における取り組み状況

- 住民参加型福祉サービスは継続して実施されており、福祉的サービスを 地域の力で補完することから、利用者からは喜ばれています。しかし、 住民参加型福祉サービスは、協力者の不足、高齢化、需給のアンバラン ス等共通した課題もあり、十分な対応ができていないところもあります。
- ボランティアの参加促進・育成、活動の支援は、新たな人材の育成・確保が課題となっています。
- 第1次計画の新規活動・事業である「団塊の世代向けボランティア入門 講座」は、受講者が少なかったため内容を変更して実施していることか ら、計画や目標の設定の妥当性について検証が必要です。
- 「たすけあいの輪を広げましょう」の評価では、活動・事業の多くがほ ぼ横ばい、あるいは現状維持となりました。

ア:住民参加型福祉サービスの充実

- ▶ しあわせサービス 評価:○
- ▶ ファミリー・サポート・センター 評価:△
- ▶ ハンディキャブ運行 評価:△
- ▶ 生活支援ボランティア 評価:△
- ▶ 高齢者食事サービス活動支援 評価:△

イ:ボランティアの参加促進・育成

▶ 団塊の世代向けボランティア入門講座 <再構築> 評価:×

平成 22 年度取り組みの概要

・対象を団塊世代に限定せず、ボランティア活動に取り組みたい方を対象として講座 を実施した。

第2次計画の課題と方向性

- ・高齢者でも仕事を続ける人や有償活動を希望する人が増え、団塊世代のボランティア活動参加は想定よりも低く、団塊世代のみに対象を絞る意味がなくなった。
- ・対象年代を限定せず、はじめてボランティア活動に取り組む区民が興味を持ち、実 践につながる講座を実施する等、「ボランティア講座」の中へ再構築した。
- ▶ ボランティアまつり 評価:△
- ▶ ボランティア講座 評価:△
- ▶ ボランティア養成研修 評価:△

ウ:ボランティア活動の支援

▶ 介護支援サポーター <新規> 評価:○

平成22年度取り組みの概要

・サポーター数:132人・受け入れ施設数:30施設

第2次計画の課題と方向性

- ・サポーター数の増加が少なく、登録施設数の拡大に力を入れる必要がある。
- ・サポーター新規登録者の確保のため、積極的なPRを行う。新規受け入れ施設の開拓に力を入れ、多くの施設の登録をめざすとともに、すべての施設でサポーターが活動することをめざす。
- ▶ ボランティア相談・紹介・登録 評価:△
- ▶ ボランティアグループ支援 評価:△
- ▶ ボランティア保険支援 評価:△
- ▶ ボランティアセンターだより発行 評価:△
- ▶ 活動場所等の提供 評価:○

エ:募金活動の推進

- ▶ 歳末たすけあい運動募金 評価:○
- ▶ 共同募金 評価:○

②第2次計画の課題と方向性

- 住民参加型福祉サービス、ボランティア活動の展開は、行政だけでは解決できない様々な課題を解決する重要なしくみであり、地域福祉の推進を図るため、今後もより多くの地域の方々の理解と参加のもとに区民のニーズに柔軟に応えられるしくみと人材の発掘、育成の必要があります。
- 地域での活動は同じ活動者に偏りがちで、活動者の高齢化、特定の人への依頼集中等、共通した課題が見られるため、新たな活動者の確保、実働できる活動者育成への取り組みが必要です。第2次計画においては、地域福祉活動の担い手となる人材育成への積極的取り組みを進めていきます。
- 区民一人ひとりが地域や福祉に深く関心を持ち、ともに支えあい・たすけあう地域福祉の考え方やボランティア精神を根づかせることが重要です。地域や福祉に関心をもつきっかけづくり、子どもの頃から地域や福祉にふれられる環境づくり、様々なボランティア活動への支援や人材の育成・確保など、ボランティアの普及、促進に向け、体系的に取り組んでいく必要があります。
- 第 1 次計画期間中に新たに開始された「介護支援サポーター」(⇒99ページ)については、第 2 次計画の中で P R や受け入れの拡大等、活動・事業の充実に取り組んでいく必要があります。

(3) 安心して暮らせるしくみを充実させましょう

①第1次計画における取り組み状況

- 在宅福祉サービスについては、継続的に利用者のニーズに応えてきており、利用者の安否確認・生活支援・社会参加支援等に寄与しています。
- 権利擁護センターかつしか(しっかりサポート)は、相談などは伸びている状況にありますが、個々のケースが抱える問題が複雑であることなどが影響して、契約まで至るケースは伸びていません。
- 災害ボランティア活動の支援は、「安心して暮らせるしくみを充実させ

ましょう」の中の新規活動・事業であり、計画化された4つの活動・事業についてはすべて第1次計画期間中に着手・実施に至っていますが、 規模や連携体制については限られた範囲での対応にとどまっています。

○ 「安心して暮らせるしくみを充実させましょう」では、活動・事業の展開は総じてほぼ横ばい、あるいは現状維持の状況となっています。

ア:在宅福祉サービスの充実

- ▶ ひとりぐらし高齢者毎日訪問 評価:△
- ▶ ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣
 評価:△
- ▶ 手話通訳者派遣 評価:△
- ▶ 視覚・知的障害者ガイドヘルパー派遣 評価:△

イ:福祉サービス利用支援の充実

▶ 権利擁護センターかつしか(しっかりサポート) 評価:△

平成22年度取り組みの概要

- ·相談件数: 599件(一般相談+専門相談)
- ・契 約 者: 50人(地域福祉権利擁護事業+財産保全管理サービス)
- · 訪問援助回数: 624 回
- ·成年後見制度利用支援 : 308 件
- ・成年後見人等の集い : 2回、延30人
- · 成年後見制度推進機関実務担当者連絡協議会: 2回、延45人
- ・法人後見の受任:2件
- ・権利擁護センター運営委員会: 1回

第2次計画の課題と方向性

- ・相談事業では、他の相談窓口の充実等もあり、受付件数は横ばいである。
- ・地域福祉権利擁護事業については、成年後見制度へ移行せざるを得ないケース、相 談の段階で既に成年後見制度の利用となるようなケースの増加に伴い、契約者数は 伸び悩んでいる。
- ・成年後見制度の利用が必要であっても、後見報酬の見込めないケースも多く、候補 者が見つからない、申立て手続きについての費用を負担と感じている方が多い。
- ・成年後見制度の周知の強化を図るとともに、市民後見人の養成に向けた取り組み、 関係機関でのネットワーク(連携)の強化、権利擁護センター事業の充実に向けた 組織の強化と執行体制の整備を図る。
- ▶ 苦情解決第三者委員の設置・運営 評価:△

ウ:生活福祉資金の貸付等

▶ 生活福祉資金貸付 評価:○

▶ 小口生活資金貸付 評価:×

エ:健康・生きがいづくり

▶ シニア就業支援事業 (ワークスかつしか) 評価:△

▶ 高齢者作品展 評価:△

▶ 長寿大学 <終了>

(生涯学習の機会増加により、社協事業としての必然性が低下したことにより、平成22年度をもって廃止)

才:福祉団体等支援

▶ 障害者福祉連合会助成 評価:△

▶ 高齢者クラブ連合会助成 評価:△

▶ 福祉施設等助成 評価:○

カ:災害ボランティア活動の支援

▶ 災害ボランティア受け入れ体制の整備 評価:△

平成22年度取り組みの概要

・災害ボランティア講座: 3回、参加者延26人

・災害ボランティアグループ登録者:18人

第2次計画の課題と方向性

- ・災害時のボランティア活動についての枠組みを検討する必要がある。
- ・災害ボランティアセンターの認知度不足により、講座の受講者が減少傾向にあり、 登録ボランティアもなかなか増えない。防災とボランティア週間にあわせた時期に 講座を開催するなど、受講者増及び登録者増を図る。
- ・災害ボランティアの活動及び災害ボランティアセンターの役割について、防災訓練 に出向くなど、積極的に機会をとらえて周知に努める。
- ▶ 災害ボランティアマニュアルの作成 評価:△

平成22年度取り組みの概要

・基本マニュアルとして活用。

第2次計画の課題と方向性

・マニュアル内容を現状にあわせて見直すとともに、定期的にマニュアルに則した職員の訓練を実施する。

▶ 災害ボランティア登録制度 評価:△

平成22年度取り組みの概要

・災害ボランティアグループ登録者:18人

第2次計画の課題と方向性

- ・災害ボランティアセンターを運営するボランティアを確保するとともに、東日本大 震災の経験から得られた生活支援ボランティア等新たに必要とされるボランティ アとあわせた登録制度を検討する。
- ・小地域福祉活動における災害への取り組みとの連携を構築する。
- ▶ 災害ボランティア連絡会議の設置 評価:△

平成22年度取り組みの概要

• 意見交換会:延期

第2次計画の課題と方向性

- ・区防災課など関係機関と定期的な連携体制及び災害時のボランティアの必要性な どについて、区と社協の調整が不足している部分がある。
- ・社協の役割の明確化とともに、関係機関との連携強化を図る。
- ・登録ボランティアグループに対し、災害時の協力を呼びかけていく。

②第2次計画の課題と方向性

- 在宅福祉サービスは、対象者のニーズの複雑化、他の制度との連携、サービスを提供する人材の育成など、解決すべき課題が見られます。安心して暮らし続けるしくみとしての機能を強化するため、また、区民のニーズに応えていくためにも、これらの課題解決に向けた取り組みが必要です。
- 権利擁護センターかつしか(しっかりサポート)については、今後ますます対応の充実が求められる事業ではありますが、対象となる方の判断能力の低下、ケースが個別的で複雑であることなど、簡単には解決できない課題もあります。今後、さらなる高齢化の進展や単身世帯の増加等により、成年後見制度の利用支援や訪問援助事業などへのニーズの高まりを考えると、周知の徹底や、ニーズのある人が相談や利用に結びつくような支援体制づくりを進めていく必要があります。
- 災害ボランティア活動については、区民の多くが災害に対して大きな不

安を抱いていること、東日本大震災の経験等からも今後充実が求められる活動の一つであることは間違いありません。第1次計画で取り組んできた経緯や課題等を踏まえ、第2次計画では、より具体的で実働可能なあり方を明示するなど、重点化、具体化した対応、システムづくりが求められます。

(4) まちのニーズに対応する体制をつくりましょう

①第1次計画における取り組み状況

- 「まちのニーズに対応する体制をつくりましょう」では、全15活動・ 事業のうち「◎=進んだ」が2活動・事業であるなど、他に比べて「◎ =進んだ」割合が最も多くなっています。
- その要因として、社協の組織内で取り組める活動・事業、具体的には基金運用活動、評議員会の審議事項の情報提供等、事業評価制度による事務事業の見直し、事務局執行体制の構築については一定の取り組みが進んだことがあげられます。
- しかし、社協の組織内だけでは完結できない活動・事業は十分とはいえない状況となっており、その一つとして、社協の組織強化の鍵ともいえる会員増強活動があります。新たな開拓先である区の管理職員からの協力もあり、一定の成果は得られたものの、会員の高齢化等は着実に進んでおり、活動が強化されたり、効果があがっている状況にはありません。
- 同様に、社協の案内の発行、メールマガジンの発行などの広報・啓発活動は取り組まれてはいるものの、成果・効果が十分に見えない状態にあります。福祉サービスや福祉の情報が地域に適切に届くよう情報のIT 化などを推し進め、地域における福祉情報の発信元となるべく活動を強化していく必要があります。

ア:財政基盤の強化

▶ 会員増強活動 評価:△

- ▶ 事業収入の確保 評価:×
- ▶ 区・都・東社協からの助成援助 評価:△
- ▶ 基金運用活動 評価:◎
- ▶ 募金配分金の活用 評価:○

イ:広報・啓発活動の充実

▶ メールマガジンの発行 評価:△

平成22年度取り組みの概要

・発 行: 4回 ・登録者数:53人

第2次計画の課題と方向性

- ・登録者数はゆるやかに増加しているが、真に必要な情報が届いているかは疑問である。また、社協だよりに沿った内容、同様の募集記事が多い。
- ・一定の取り組みを進める中で、存廃を含めた事業効果の十分な検証を行っていく。
- ▶ 評議員会の審議事項の情報提供等 評価:△

平成22年度取り組みの概要

・議事録のホームページへの掲載:3回

第2次計画の課題と方向性

- ・ホームページ上の議事録をどれだけの区民が関心を持って閲覧しているか不明で ある。
- ・これまで通り情報公開を進め、区民の社協への理解と関心を高める必要がある。
- ▶ 社協だよりの発行 評価:○
- ▶ 社協の案内の発行 評価:×
- ▶ 社協事業のあらましの発行 評価:○
- ▶ ホームページの運営 評価:○

ウ:経営改革の推進

▶ 事業評価制度による事務事業の見直し 評価:○

平成22年度取り組みの概要

・事務局内部評価:全39事業・外部評価は未実施。

第2次計画の課題と方向性

- ・平成21年度~23年度は、内部評価のみで外部の評価を行っていない。
- ・評価の第三者性を高めるため、外部評価委員の構成に公募委員を加え、さらなる法 人運営の効率化を図る。
- ▶ 事務局執行体制の構築 評価:◎

エ:活動計画推進体制の整備

▶ 活動計画の進捗管理 評価:○

平成22年度取り組みの概要

・進捗管理、評価ともに実施。

第2次計画の課題と方向性

- ・事務局内部での進捗管理であり、客観性に少し疑問がある。
- ・委員会設置の検討とあわせて、評価のしくみを工夫していく。
- ▶ 活動計画に対する区の支援要請 評価:△

②第2次計画の課題と方向性

- 社会福祉協議会は区民や関係機関と協働して、地域の福祉課題を考え、解決にあたる活動を進めるなど、地域福祉を推進する核となる役割を担っています。今後も地域の課題を発見・解決するためのしくみをつくり、また、課題解決のための活動・事業を推進する姿勢と役割の強化が重要です。
- 社協組織内部としては、職員が地域福祉コーディネーターとしての役割 も果たせるよう、職員自身の知識向上とスキルアップ、各活動・事業の ノウハウの蓄積などによる確実な執行体制づくり、透明で確実な事業運 営が必要です。
- 第1次計画を振り返ると、各種の活動・事業を継続的に展開するために 必要な地域の人材育成・確保は、総じて大きな前進が見られませんでし た。情報提供の充実、会員の増強、社協の認知度アップ等についても、 課題が残されたままになっており、これらの課題を克服するための体制 づくりが急務となっています。



重点的に推進する活動

1 第2次計画における重点取り組み

○ 本計画では、7つの「地域課題」(24~37ページ)及び、「第1次計画の 取り組みと評価」(38~51ページ)を踏まえ、以下の4つの重点取り組 みを掲げます。地域住民が主体となって地域福祉の向上を図ることを、 葛飾社協としてどのように支援していくかを表したものです。

■ 重 点 1 小 地 域 福 祉 活 動 の 推 進 ■ (58~59ページ)

- 「地域課題」からは、「下町人情あふれるまち」というイメージがある 葛飾区においても、地域のつながりは薄れつつあることや、少子高齢化 の進展に伴い見守りや支援が必要な人の増加が見てとれます。
- 身近な地域で人と人のつながりを深め、地域の困りごとに対し区民や関係機関が力をあわせて解決していく小地域福祉活動の推進は、第1次計画においても重点的に取り組んできた活動の一つです。
- 小地域福祉活動は、区民の地域福祉に対する関心を高め、孤立を防いだり、地域のニーズをいち早く発見するなどの効果が期待できます。また、公的サービスの枠外にある問題の解決や、安心して暮らせるまちづくりにもつながることから、今後は、さらなる推進が求められます。
- 第 2 次計画では、第 1 次計画での実施状況を検証・評価し、その成果と 課題を踏まえて、地域の知恵と人材を活用するとともに、気運の盛り上 げを図りつつ、区内全地区での小地域福祉活動の実施に取り組みます。

■重点2 社協PRと福祉教育の推進■ (60~61ページ)

○ 区民の「社会福祉協議会」という名称についての認知度は、一定程度は あるものの、どのような事業を行っているかという社協の実体について は、十分理解されていない部分があります。

- これは、社協が実施する事業、いわゆる社協が提供する福祉サービスの 有効性とその事業主体である社協認知度の向上が必ずしも結びつかな いことを表しているといえます。
- 今後、さらなる地域福祉の推進を図るためには、社協自身の認知度や社 協事業への理解度の向上が欠かせません。
- 多様な人々が暮らす地域の中で、誰もが支えあいながら安心して暮らせ るまちをつくるためには、互いに認め合うという相互理解が必要です。
- 今後、介護が必要な人、見守りや声かけが必要な人などの増加が予想さ れる中、地域の中に暮らす方々の相互理解を深めることや、地域課題に 関心を持つ機会づくりが求められています。
- 第2次計画では、地域福祉を推進する役割を担う社協に対する認知度と 理解度の向上に取り組むことにより、地域との協働をさらに促進します。 また、身近な地域や福祉・生活課題に関心を持ち、誰もが支えあいやた すけあいの担い手となるための福祉教育を推進することにより地域の つながりの強化と人材の育成に取り組みます。

■ 重 点 3 ボ ラ ン テ ィ ア 活 動 の 活 性 化 ■ (62~63 ページ)

- 「地域課題」では、ボランティア活動へのきっかけがないために、実際 の活動につながらない実態があることがわかりました。身近な地域での 行事や活動への参加の後押しなど、きっかけづくり、働きかけへの工夫 が必要といえます。
- 一方、葛飾区社会福祉協議会ではボランティアセンターの運営、ボラン ティアまつりや各種講座・研修の開催、災害ボランティア活動の支援な どの展開を通じて、ボランティア活動の活性化を図ってきました。しか し、新たな活動者の育成が進みにくい、講座や研修等の参加者が実際の 活動につながりにくいなどの課題も明らかになってきています。
- また、災害ボランティア活動の支援については、それぞれの関係機関の

役割の明確化と、その調整についての検討が必要となっています。

- ボランティアの育成・活性化は、地域における人と人のつながりを生み 出すことを促進し、区民同士が互いに理解し、支えあい・たすけあう地 域づくりにつながります。
- 第 2 次計画では、今後のボランティア活動の方向性を明確にするため、ボランティア活動推進計画を策定するとともに、ボランティア活動に参加するきっかけづくりの工夫、活動分野や方法の多様化、情報提供の充実を図り、多くの区民がボランティア活動に参加できるよう積極的に後押ししていきます。

■重点4 権利擁護センター機能の活用■

(64~65 ページ)

- 社会問題にもなった所在がわからない高齢者の問題をはじめとして、孤独死、振り込め詐欺被害、高齢者等への経済的虐待など、地域での安心した暮らしを脅かす課題が発生しています。
- 葛飾区社会福祉協議会では、権利擁護センターかつしか(しっかりサポート)において、福祉サービス等に関する一般相談、財産の管理・相続などに関する相談、解決に向けた助言、専門的支援等を行ってきました。
- 今後、さらに進展が予想される少子高齢化により、成年後見制度の利用 支援や訪問援助事業などへのニーズの高まりが予想されることから、区 民や関係機関との協力のもと、制度を必要とする人が支援等に結びつく ような体制づくりを進めていく必要があります。
- 第2次計画では、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、区民・関係機関・区・権利擁護センター・社協などが連携しつつ、成年後見などの権利擁護制度の活用・促進を図るとともに、区民が参加した支援体制が構築されるよう、権利擁護センター機能の充実に取り組みます。

2 第2次計画において 重点的に推進する活動

■重点1 小地域福祉活動の推進■

これまでの取り組み

- ●本格実施地区:2地区
- ・四つ木地区: 歌声サロンと困り事相談、 PRイベントなどを実施
- ・東金町地区:健康サロンや絵手紙教室などを実施
- ●モデル実施地区:5地区
- ・新小岩地区:組織を立ち上げ、活動の 方向性を確立し、研修会を実施
- ・水元地区:組織を立ち上げ、課題の検討を実施
- ・青戸・西水元・柴又地区:検討組織の 立ち上げ準備を実施 など

活動を通して見える課題

- ●具体的な活動効果等が少ないことから、区民の小地域福祉活動への理解が進んでいない。
- ●他の活動との連携による実施の可能 性を探る必要がある。
- ●活動の担い手となる人材の育成・確保 が必要である。
- ●本格実施が軌道に乗るまで時間がか かる。社協職員等のきめ細かな支援が 必要である。
- ●活動を支援する経費、活動場所確保などの課題がある。 など

活動の方向性

- ●活動を立ち上げ、軌道に乗るまでの体制づくりや他機関等との連携のノウハウをつくりあげます。
- ●多くの区民が参加・活動できるよう、多様な課題に対応できるメニューなどを 考案します。
- ●区民、地域の関係機関に小地域福祉活動の理解浸透を図ります。
- ●人材発掘・育成のための取り組みを強化します。
- ●活動を支える社協の支援体制を強化します。
- ●区内19地区すべてにおける実施をめざします。

活動の目的

身近な地域で「ふれあい・支えあい・たすけあう」活動のしくみを創り、区民が中心となって、地域の困りごとや心配ごとなどの解決に向けた方法や活動を考えるとともに、"福祉"をキーワードに地域のつながりをとり戻す。

区民は:

- ・地域の推進組織を 通じて、活動に参加する。
- ・地域の困りごとや 心配ごとの解決 に向けた活動に 取り組む。

関係機関は:

- ・区民と一緒に活動する。
- ・必要に応じて、区 民の活動支援を 行う。

社協は:

- 情報提供やPRを 行う。
- ・活動立ち上げの支援を行う。
- ・活動継続に向けた 支援を行う。

区は:

・必要な施策の実施 や、社会福祉協議 会への支援を通 じ、この活動への 支援を行う。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

●地域福祉活動を推進する人材の育成

<目標> 24 年度~25 年度:プログラム構築、26 年度:施行

27 年度~28 年度: 各年 60 人養成

- ●地域福祉活動推進体制への連携支援のしくみづくり
- ●小地域福祉活動に関する情報交換会等の開催

<目標> 24 年度~: 実施、28 年度: 延 100 人参加

- ●しあわせサービス等社協事業との連携の検討
- ●小地域福祉活動の全地域での実施

<目標> 28 年度までに、全 19 地区において実施

これまでの取り組み

- ●会員増強活動
- ・福祉協力委員とともに、会員の増強に 取り組んできた
- ●社協だよりの発行
- ・地域福祉活動等の周知と宣伝を行うため、年4回、各回222,000部の社協だよりを発行
- ●ボランティアスクール(夏休みボラン ティア体験、ボランティアサマースク ール)
- ・中高生のボランティア活動への理解と 参加の促進を図ってきた
- ●福祉教育ハンドブックの発行、活用
- ・小、中、高校の教員向けに「福祉教育 ハンドブック」を発行、教員向け研修 会の実施において出前講座等の参考 資料として活用 など

活動を通して見える課題

- ●新規入会者は増加しているが、会員数 そのものは増加していない、会員の高 齢化が進んでいる。
- ●社協及び社協の活動や必要性について周知が進んでいない。
- ●福祉教育は学校を中心に進められ、地域における福祉教育への取り組みが遅れている(学校以外にも、福祉教育に対するニーズがある)。
- ●福祉教育ハンドブックの改訂が必要。
- ●福祉教育を推進する、講師の育成・確保が必要である。 など

活動の方向性

- ●幅広い年齢層に対して、社協の役割や必要性を認識してもらえるよう、PR・広報内容の充実・工夫に取り組みます。
- ●学校における福祉教育はもちろん、地域においても福祉教育の展開を積極的 に図ります。
- ●どのような福祉教育が必要かを関係者とともに考え、ともに行動できるプログラム開発、講師の育成など、福祉教育推進の基盤づくりを進めます。
- ●福祉教育等によりきっかけを得た人が、実際に地域福祉活動に参加できるよう福祉教育体系の充実を図ります。

活動の目的

地域福祉を推進する役割を担う社協に対する認知と理解を深め、区民・関係機関・区・社協が協働・連携して、地域福祉の推進に取り組める環境を創る。また、身近な地域や福祉・生活課題に関心を持ち、誰もが支えあいやたすけあいの担い手となれる地域社会を築く。

区民は:

- ・社協事業への関心を高める。
- ・事業、養成講座等 により、地域の福 祉活動へ参加す る。

関係機関は:

・区民が様々なプログラムへ参加できるような環境づくりに協力する。

社協は:

- ・地域への働きかけ やきっかけづく りの必要性を積 極的にPRする。
- 活動機会の拡大を 図る。

区は:

・必要な施策の実施 や、活動の周知や 学校への働きか けなど、この取り 組みへの支援を 行う。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

●社協だよりの発行

<目標> 24 年度~: 年 4 回から年 6 回に発行回数増加

- ●社協の案内、社協ガイドブックの発行、ホームページの充実
- ●会員増強活動の強化
- ●福祉教育を推進する事業の体系化

<目標> 24 年度:検討、25 年度~:実施

●福祉教育に携わる講師養成の実施

<目標> 24 年度~: 実施、28 年度までに10 人養成

●ボランティア出前講座

<目標> 28年度:すべての学校で実施、学校以外での実施9か所

●福祉教育ハンドブックの研究・活用

<目標> 24年度:作成へ向けて調査、25年度:委員会設置、検討

26 年度~:配布

■重点3 ボランティア活動の活性化■

これまでの取り組み

- ●ボランティアまつり
- ・ボランティア活動を知り、体験し、実際に活動に踏み出すきっかけづくりの場として開催
- ●各種講座·研修
- ・ボランティア活動へのきっかけづくり と活動の促進、ボランティアの養成を 図るため開催
- ●災害ボランティア活動の支援
- ・災害ボランティア活動を支援するため、受け入れ体制整備、マニュアル作成等を実施 など

活動を通して見える課題

- ●ボランティア活動に関する区民への PRが十分にできていない。
- ●区民が関心を持ち、受講しやすい講座 を企画・開催する必要がある。
- ●講座や研修等の参加者の多くが、実際 の活動につながりにくい。
- ●ボランティアの普及促進と活動者の 育成を明確にした活動・事業の体系化 が必要である。
- ●災害時等に備え、関係機関と連携を図りつつ、災害ボランティア活動のあり方及び関係機関の役割の明確化、ボランティア登録者確保などの制度の充実が必要。 など

活動の方向性

- ●ひとりでも多くの区民が地域福祉の担い手として、また、支えあいの主体と して活動できるよう、幅広い年齢層を対象に、ボランティアの発掘・育成に 努めます。
- ●ボランティア活動へのきっかけづくり、子どもの頃から地域や福祉にふれられる環境づくり、様々なボランティア活動への支援や人材の育成・確保など、ボランティアの普及促進に向け、ボランティア活動推進計画を策定し、活動・事業の体系化を図ります。
- ●ボランティアセンターの機能の強化を図ります。
- ●災害時等に対応できるよう、災害ボランティア制度のさらなる充実を図ります。

活動の目的

ボランティアの育成・活性化を推進することで、ふれあい・支えあい・たすけあいの地域を創造し、誰もが安心して暮らせる地域づくりにつなげる。

区民は:

ボランティアや地域福祉に関心を持ち、自分にできることを見つけ、実践する。

関係機関は:

・地域の福祉課題の発掘・共有、ボランティアの育成と活動場所の提供などに協力する。

社協は:

- ・ボランティア活動 への理解や協力 の重要性を積極 的に周知する。
- ・ボランティアに関 する情報提供、コ ーディネートなど を行う。

区は:

- ・必要な施策を実施する。
- ・区施設の使用や活動・事業周知への 協力を行う。
- ・共催事業の実施な どを通して、活動 への支援を行う。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

●ボランティア活動推進計画の策定

<目標> 24 年度:検討・策定、25 年度~:順次実施

●ボランティアまつり

<目標> 28 年度:来場者数 7,000 人

●ボランティア講座・養成研修

<目標> 24年度~:受講者がボランティア活動にかかわる割合 各年80%

- ●災害ボランティア
 - ■受け入れ体制の整備

<目標> 28 年度: 災害ボランティアリーダー登録者数 70 人

■マニュアルの見直しと活用

<目標> 24 年度: 改訂、25 年度~: 配布

■災害時のボランティア活用と講座の充実

<目標> 28 年度: 災害ボランティア登録者数 150 人

■連絡会議の設置

<目標> 24 年度:体制協議、25 年度~:体制整備

■重点4 権利擁護センター機能の活用■

これまでの取り組み

- ●福祉サービスに関する相談、財産の管理に関する相談などの一般相談の実施
- ●福祉サービスに関する権利侵害、成年 後見制度の利用、遺言・相続等につい て、弁護士等による専門的な相談の実 施
- ●預貯金通帳・ハンコや権利証などの預かり、日常生活費の引き出し・お届け、福祉サービスの利用手続きの代行などの支援(地域福祉権利擁護事業・財産保全管理サービス事業)
- ●成年後見制度の申立てに関する支援
- ●法人後見の受任や地域の成年後見人 等のサポート事業の実施 など

活動を通して見える課題

- ●権利擁護等の支援を必要とする区民 や家族が増加している。
- ●権利擁護センター、相談事業、訪問援 助事業、成年後見制度について、区民 や関係機関への周知が不足している。
- ●成年後見制度を利用したくても経済 的な面や手続きの複雑さが負担となっている。
- ●成年後見人等候補者が不足している。
- ●区民や家族が抱えている生活課題等 が複雑化していることから、他の制度 との一体的支援体制の整備が必要で ある。
- ●区との連携、役割分担の明確化が必要である。 など

活動の方向性

- ●判断能力が不十分な高齢者や障がい者等が、必要なサービスや援助を適切に 利用しながら、安心して暮らし続けることができるしくみづくりに努めます。
- ●成年後見制度の利用支援を中心に、相談事業や訪問援助事業の拡充及び効率性の向上を図るため、権利擁護センターの機能及び組織の整備・強化に努めます。
- ●区民、関係機関、区、社協が連携して支援できる体制づくりを進めます。

活動の目的

誰もが住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、区民・関係機関・区・社協(権利擁護センター)などが連携しつつ、成年後見などの権利擁護制度の活用推進に努める。

区民は:

- ・支援が必要な人の 発見・見守りを行 う。
- ・地域における支援 者として、活動の 円滑な運営に協 力する。

関係機関は:

- ・各機関の専門性を 活かしつつ、関係 機関同士のネッ トワークの構築 に協力する。
- ・利用者が安心して 利用できるよう 必要な支援を行う。

社協は:

- ・権利擁護センター の基盤強化に取 り組む。
- 関係機関同士のネットワークを構築する。
- ・事業協力者の育成 と支援に積極的 に取り組む。

区は:

・必要な施策の実施 と社会福祉協議 会の活動が円滑 かつ効果的に進 むよう、この活動 への支援を行う。

具体的取り組み内容や目標値

【 具体的取り組み 】

●市民後見人の養成に向けた取り組み

<目標> 24 年度:募集・養成、28 年度までに10 人養成

●市民後見人に対する後見監督の受任

<目標> 24年度:市民後見人の養成、25年度~:実施

28 年度までに 10 件受任

●法人後見の受任

<目標> 24 年度: (新規) 1 人、25 年度~: (新規) 各年度 2 人

28 年度までに 10 件受任

●権利擁護センター機能の強化

<目標> 24 年度~: 実施



課題を解決するための 地域福祉活動のあり方

ー基本理念・基本目標ー

1 基本理念と基本目標 一私たちがめざすまちー

(1) 基本理念

みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」

○ 計画の基本理念として、

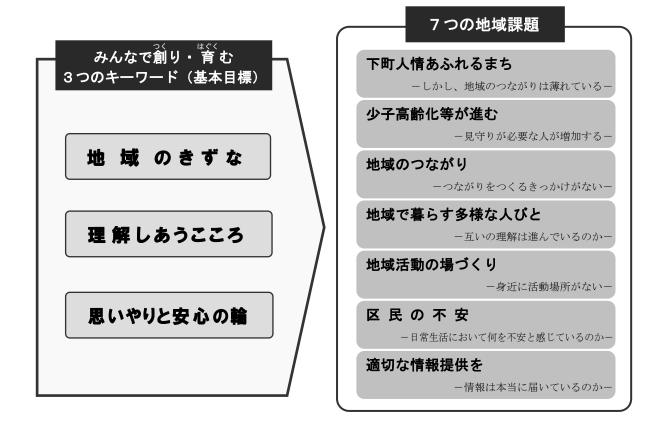
みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」 を掲げます。

- この基本理念は、第1次計画においても掲げた基本理念であり、第 2次計画においても引き続きこの理念をもとに、地域福祉の推進を 図っていきます。
- 葛飾区に暮らすすべての区民が、住み慣れたまちで、自分らしく、 安心して暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。
- 区民・関係機関・葛飾区・社会福祉協議会がこの基本理念のもとに 連携・協働して、地域福祉活動を推進していきます。
- 区民一人ひとりの主体的な参加と行動により、「わがまち葛飾」を 創り・育みます。

(2)基本目標

地域のきずな みんなで 創り・育む 理解しあうこころ 思いやりと安心の輪

○ 様々な地域課題の解決に向けて、3 つのキーワードからなる基本目標を掲げます。この目標の達成に向けた活動・事業に取り組むことにより、基本理念に近づいていくことをめざします。



[基本目標1]

みんなで創り・育む 地 域 の き ず な

- 身近な地域において、支えあう人と人とのつながりが必要と考えている人が多数いるにもかかわらず、つながりは様々な要因により希薄になりつつあります。
- ○一方で、区内には、地域の困っている方のために何かをしたいと 考えている人が大勢いることも事実です。
- 地域における人と人とのつながりを広げ、地域のきずなを強める ことにより、安心して暮らせる「わがまち葛飾」をめざします。



< しあわせサービス > 協力会員による昼食の準備支援

[基本目標2]

みんなで創り· 育む 理解しあうこころ

- 少子高齢化はますます進み、葛飾区にも4人に1人が65歳以上という超高齢社会が訪れることは確実です。
- 支援や介護が必要な人たちをはじめ、地域には様々な人が暮らしており、お互いの理解を深めることが必要です。
- 団塊の世代の退職が始まるなど、地域で活動する人の中には、新 しい力や価値観を持った人たちが増えてきます。
- 地域の中で生活する様々な人々とふれあい、福祉活動への参加を 促進することにより、互いに理解する心を育み、安心して暮らせ る「わがまち葛飾」をめざします。



< 小学生ボランティア教室 > 車いす使用者 (講師) からの話を聞き、車いすから 見たまちを体感します。

[基本目標3]

みんなで創り、青む 思いやりと安心の輪

- 見守りを必要とする人の増加、老後や子育て、犯罪や災害への不安の増大など、私たちの暮らしをとりまく不安や悩みは、行政のサービスだけでは解決しきれていません。
- 安心して暮らしていくために必要な情報は、迅速・適切に伝わり にくいものです。とりわけ自分の力で情報を得ることが難しい人 たちに情報を伝えるしくみをつくることは、重要な課題となって います。
- 多くの区民が不安を感じている災害時や緊急時対応策など、様々な情報を正しく適切に伝えるしくみを構築することにより、安心して暮らせる「わがまち葛飾」をめざします。



< ひとりぐらし高齢者毎日訪問 > 乳酸菌飲料の配達に合わせ、高齢者の安否を確認します。

地域福祉活動の展開 2

みんなで創り・育<u>む</u> 基本理念 3つのキーワード(基本目標) み ん 安心して暮らせる「わがまち葛飾」な で 創 り ・ 育 む

理解 しあうこころ

地 域 のきずな

思いやりと安心の輪

一計画の体系図ー

基本目標実現のための 具体的活動の方向性

活動の柱

主 な 活 動

地域で支えあい、 つながるしくみを つくりましょう

地域の人たちが自分 たちで考え、自分たち で取り組みます

区民同士の たすけあい活動を 広げましょう

地域の人たちの協力 を得ながら、地域の 人たちと社協が一緒 に取り組みます

自分らしく安心 して暮らせるまち をつくりましょう

誰もが安心して暮ら せるよう、社協がき め細かなサービスを 展開します

- (1)★小地域福祉活動 の推進
- (2) ★ボランティア活動 推進計画の策定
- (3) ★福祉教育の充実
- (4) ★ボランティアの 参加促進・育成
- (5) ★ボランティア 活動の支援
- (6) 地域団体・福祉団 体等の支援
- (1) 住民参加型福祉 サービスの充実
- (2) 福祉人材の 育成・活用
- (3) ★福祉サービス 利用支援の充実
- (4) 健康・生きがい づくり
- (5) 募金活動の推進
- (1) 在宅福祉サービス の充実
- (2) 生活福祉資金の 貸付等
- (3) ★災害ボランティ ア活動の支援
- (4) 財政基盤の強化
- (5) ★広報·啓発活動 の充実
- (6) 社協運営の充実

- ①実施体制の整備・活動支援
- ②いきいきふれあいサロン
- ③小地域福祉活動に関する情報交換会等の開催 (新規)
- ④地域福祉活動を推進する人材の育成
- ①ボランティア活動推進計画の策定(新規)
- ①ボランティアスクール(新規) ②ボランティア出前講座
- ③ボランティア協力校支援
- 4福祉教育ハンドブックの活用
- ⑤地域福祉活動を推進する人材の育成
- ①ボランティアまつり
- ②ボランティア講座
- ③ボランティア養成研修
- ①ボランティア相談・紹介・登録
- ②ボランティアグループ登録者・グループとの協働及び支援
- ③ボランティアセンターだより発行 ④活動場所等の提供
- ①地区高齢者支援活動助成
- ② 青少年育成地区委員会助成
- ③障害者福祉連合会助成
- ④高齢者クラブ連合会助成
- ⑤福祉施設等助成
- ①しあわせサービス
- ②ファミリー・サホ゜ート・センター ④生活支援ボランティア

②福祉指導者研修会

- ③ハンディキャブ運行
- ⑤高齢者食事サービス活動支援
- ①手話講習会 ③手話通訳者派遣
- ①権利擁護センターかつしか(しっかりサポート)
- ②苦情解決第三者委員の設置・運営
- ①ワークスかつしか
- ②高齢者作品展
- ③介護支援サポーター (新規)
- ①歳末たすけあい運動募金
- ②共同募金
- ①ひとりぐらし高齢者毎日訪問
- ②ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣
- ①生活福祉資金貸付
- ②小口生活資金貸付
- ①受け入れ体制の整備
- ②マニュアルの見直しと活用
- ③災害時のボランティア活用と災害ボランティア講座の充実 ④連絡会議の設置
- ①会員増強活動
- ②事業収入の確保
- ③区・都・東社協からの助成援助
- 4基金運用
- ⑤募金配分金の活用
- ①社協だよりの発行
- ②社協の案内の発行
- ③社協ガイドブックの発行 ⑤メールマガジンの発行
- ④ホームページの充実 ⑥評議員会の審議事項の情報提供等
- ①事業評価制度による事務事業の見直し
- ②事務局執行体制の構築
- ③活動計画推進体制の整備
- ④活動計画に対する区の支援要請

★: 重点的に推進する活動



地域福祉活動の個別計画

1 地域で支えあい、つながるしくみを つくりましょう

(1) 小地域福祉活動の推進 【重点取組】

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

小地域福祉 活動の推進

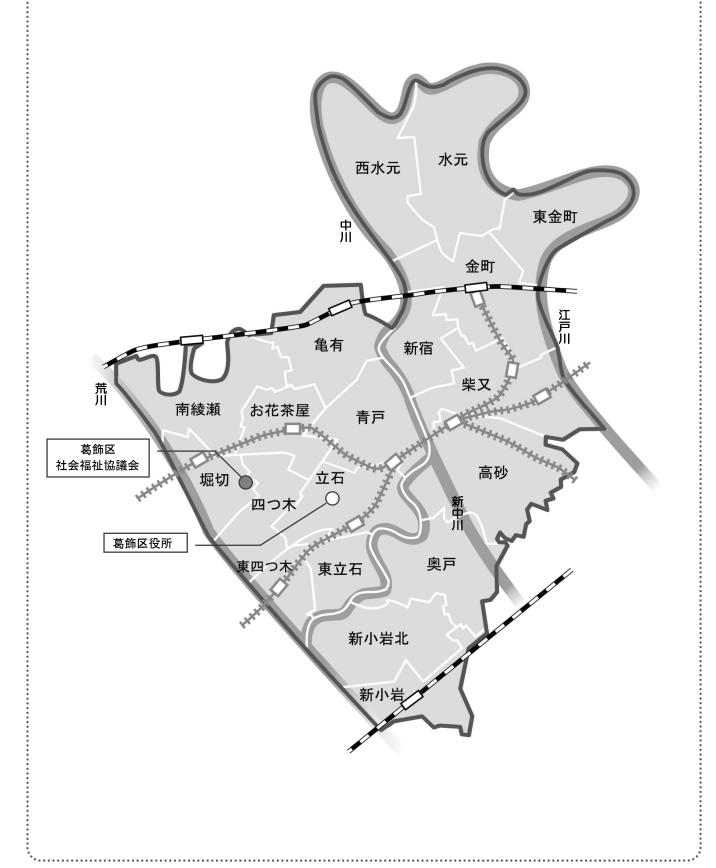
- ① 実施体制の整備・活動支援
- ② いきいきふれあいサロン
- ③ 小地域福祉活動に関する情報交換会等の開催(新規)
- ④ 地域福祉活動を推進する人材の育成
- 小地域福祉活動を拡充し、その展開を通して、身近な地域を舞台に、そ こに暮らす区民等が主体となり、様々な課題の発見・解決を図っていき ます。

① 実施体制の整備・活動支援

- ・要援護者の支えあい活動・要援護者の見守り活動・地域ボランティア発掘育成・ふれあい交流活動・地域情報収集・地域への福祉情報提供などを地区ごとに行い、区民の困りごと等を身近な地域内で自主的・主体的に解決することをめざします。
- ・ 小地域福祉活動を行う地区に対し、社協は必要な支援を行い、人と人が つながるしくみづくりを進めます。
- ・ モデル事業の取り組みを踏まえ、計画期間内の全地区実施をめざし、事務局として積極的に活動の推進に取り組むとともに、区や関係機関とも 連携し、活動支援体制を充実させます。

江乱七抽	年 次 目 標					
活動指標	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
活動地区数	できる地区				19 地区	
7030-00	から実施					
(新規実施)	(3 地区)	(3 地区)	(2 地区)	(2 地区)	(2 地区)	

小地域福祉活動の地区図 (連合町会単位 19 地区)



② いきいきふれあいサロン

- ・ 地域の高齢者の引きこもりの解消と地域コミュニティの活性化を図るため、地域の人が気軽に集えるサロンとして、「ふれあいサロン堀切」の運営を支援します。
- ・ 今後幅広い世代に参加・利用してもらえる取り組みを行うとともに、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)やボランティアグループ、近隣商店など、関係機関との連携及び協働を検討します。
- ・ サロンの拠点機能の拡充や運営費の捻出方法等の検討を行い、経費を考慮しつつ、主体としての区と活動支援について協議し、地域に根づいた 運営を行います。

活動指標	年 次 目 標					
/ 山 判 1日 1示	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
年間 延利用者数	3,000 人	3,250 人	3,500 人	3,750 人	4,000 人	

③ 小地域福祉活動に関する情報交換会等の開催(新規)

・ 活動にかかわってきた人たちが地域や参加者・協力者の変化など実感できる機会として、小地域福祉活動の各地区の関係者を対象とした情報交換会、研修会などを実施します。

活動指標	年 次 目 標					
/立 判 行 宗	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
年間 延参加者数	30 人	50 人	70 人	90 人	100人	

④ 地域福祉活動を推進する人材の育成

- ・ 地域において小地域福祉活動を広く周知するなど、ご近所での支えあい 活動を促進する人材の発掘・育成に取り組みます。
- ・ 自治町会や民生委員・児童委員、ボランティア活動者などを対象に、地域における小地域福祉活動の推進役、調整役として地域福祉活動に関する知識などを習得するプログラムを構築するなど、地域福祉活動を推進する人材の発掘・育成を行います。

活動指標	年 次 目 標					
/ 10 数 11 1示	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
延受講者数	プログラ	ム構築	施行	60 人	60 人	

(2) ボランティア活動推進計画の策定 【重点取組】

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

ボランティア活動推進計画の策定

① ボランティア活動推進計画の策定(新規)

○ 地域福祉の向上を図るため、より一層のボランティア活動の拡充と活性 化をめざし、全事業を再編・再構築したボランティア活動推進計画を策 定します。

① ボランティア活動推進計画の策定(新規)

・ボランティア活動へのきっかけづくりや、子どもの頃から地域や福祉に ふれられる環境づくり、様々なボランティア活動の支援や人材の育成・ 確保など、ボランティアの普及促進及びその活動・事業を総合的に推進 するため、ボランティア活動推進計画を策定します。

活動指標	年 次 目 標					
冶 期拍標	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
ボランティア 活動推進	委員会設置	順次				
計画策定	検討·策定	事業実施				

(3) 福祉教育の充実 【重点取組】

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

- ① ボランティアスクール (新規)
- ② ボランティア出前講座

福祉教育の充実

- ③ ボランティア協力校支援
- ④ 福祉教育ハンドブックの活用
- ⑤ 地域福祉活動を推進する人材の育成
- 多くの人にボランティア体験等の機会を提供し、これらを通して障がい 者や高齢者の理解をはじめ、広く社会福祉全般に対する理解を深めると ともに、ともに支えあい・たすけあう地域づくりに取り組みます。

① ボランティアスクール (新規)

・ 学校、地域のリーダーとしてボランティアに取り組む人材を育成するため、福祉分野の仕事に興味のある学生、ボランティアに興味のある学生 らに向けてフォローアップも含めたボランティア講座を実施します。

② ボランティア出前講座

- ・ 福祉やボランティア活動についての関心や理解を深めることを目的として、学校へ講師を派遣します。
- ・ より多くの要望に対応できるよう、講師の養成研修を実施します。
- ・ 児童・生徒のみならず、地域の人を対象として当講座を実施し、地域福祉への理解を広めていきます。

活動指標	年 次 目 標					
/ 1 判 相 保	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
区立学校実施実績	40 校 50%	45 校 60%	50 校 70%	65 校 80%	全学校 100%	
学校以外の年間実施か所	5 か所	7 か所	9 か所	9 か所	9 か所	
年間養成講師数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	

③ ボランティア協力校支援

- ・ 区内小学校・中学校・高等学校を対象とし、福祉やボランティアへの理解と関心を高め、児童・生徒が地域社会の福祉に貢献することを目的として、ボランティア活動・福祉教育への学習支援を行います。
- ・ 福祉ハンドブックの活用を図る中で、ボランティア、福祉教育に関係する学習への支援手段として、学校へ積極的な活動 P R を行います。協力校として取り組んだ学校のパネル展を地区センター等で実施し、区民などへ積極的な活動 P R を行います。
- ・ さらに学校が申請しやすいように、時期や方法を見直すなど、活動拡充 の方策を検討します。

活動指標	年 次 目 標					
	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
年間指定校	25 校	30 校	35 校	40 校	45 校	

④ 福祉教育ハンドブックの活用

- ・ 児童・生徒が福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身に つけることをめざし、福祉教育をさらに充実します。
- ・ 現行の福祉教育ハンドブックを活用している教員・講師の意見を聞きながら、さらに福祉教育を推進するために、福祉教育ハンドブックの活用について有効な方策を検討します。

活動指標	年 次 目 標					
冶 期拍标	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
区立学校 福祉教育 実施実績	40 校 50%	45 校 60%	50 校 70%	65 校 80%	全学校 100%	
ハンドブック 作成	作成へ 向けて 調査	委員会 検討	配布		-	

⑤ 地域福祉活動を推進する人材の育成

- ・ 地域において小地域福祉活動を広く周知するなど、ご近所での支えあい 活動を促進する人材の発掘・育成に取り組みます。
- ・ 自治町会や民生委員・児童委員、ボランティア活動者などを対象に、地域における小地域福祉活動の推進役、調整役として地域福祉活動に関する知識などを習得するプログラムを構築するなど、地域福祉活動を推進する人材の発掘・育成を行います。

江东北七井西	年 次 目 標						
活動指標	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28		
延受講者数	プログラ	ム構築	施行	60 人	60 人		



< ボランティア出前講座 >

学校や団体などにボランティア活動者 や専門家を派遣し、お話や体験を通し て、福祉やボランティア活動への関心 や理解を深めます。



(4) ボランティアの参加促進・育成 【重点取組】

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

ボランティアの 参加促進·育成

- ① ボランティアまつり
- ② ボランティア講座
- ③ ボランティア養成研修
- ボランティア活動への関心を高め、参加のきっかけづくりを展開することにより、ボランティア活動をする人の拡大を図ります。

① ボランティアまつり

- ・ ボランティア活動を知り、体験し、実際に活動に踏み出すきっかけをつくります。また、ボランティアによる実行委員会で企画し、当日の運営を行うことによって、既にボランティア活動に取り組んでいる人たちの交流を図ります。
- ・ 区民に積極的に参加してもらえるよう PRを行うとともに、ボランティ ア活動や団体の PRについても、まつりにおいて積極的に行うなど、ま つりの内容の充実を図ります。

江利北地	年 次 目 標					
活動指標	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
その年における 来場者数	6,600 人	6,700 人	6,800 人	6,900 人	7,000 人	

② ボランティア講座

- ・ ボランティア活動へのきっかけづくりと活動の促進、あわせてボランティアの養成を図ります。
- ・ 地域福祉や福祉以外のボランティアなど、一般の区民が興味・関心を持ち、受講しやすい講座を開催し、ボランティア活動へのきっかけをつくる機会となるよう取り組みます。

江新北 地	年 次 目 標						
活動指標	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28		
受講者のうち ボランティア 登録する人の 割合 (調査の実施)	80%	80%	80%	80%	80%		

③ ボランティア養成研修

- ・ 災害・環境・音訳・点訳・要約筆記・おはなしボランティアなど、専門 ボランティア活動に特化した内容の研修会を開催します。
- 社会の課題に対応するボランティアの養成を引き続き行います。
- ・ 実際の活動を体験するなど、より実践的なプログラムを実施することに より、活動へと導く工夫をしていきます。

・エ キレナビ 1年	年 次 目 標						
活動指標	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28		
受講者のうち ボランティア 登録する人の 割合 (調査の実施)	80%	80%	80%	80%	80%		





< ボランティア講座 >

人のためだけではなく、人生の主人公であるあなた 自身が、輝いて活きる活動として、ボランティア活 動を学びます。

(5) ボランティア活動の支援 【重点取組】

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

- ボランティア 活動の支援
- ① ボランティア相談・紹介・登録
- ② ボランティアグループ登録者・グループとの協働及び支援
- ③ ボランティアセンターだより発行
- ④ 活動場所等の提供
- ボランティア活動のさらなる拡充と充実に向けて、区やNPO等と協働 し、ボランティア活動を支援する相談・情報提供等の各種支援の充実を 図ります。

① ボランティア相談・紹介・登録

- ・ ボランティア活動を始めたい、ボランティアをお願いしたいなど、ボランティア活動に関するあらゆる相談に応じます。
- ・ ボランティアについて気軽に相談できるようにするために、イベント等 では出張窓口などを設置し、相談の機会を増やす取り組みを行います。
- ・ ボランティア情報の収集をしやすいように、区民の目にとまるところに チラシなどを設置するなど、積極的にPRを行います。

② ボランティアグループ登録者・グループとの協働及び支援

- ・ 区内でのボランティア活動をさらに活発にするため、ボランティアセン ターへの登録者・グループを増やします。
- ・ 登録者へ事業協力を呼びかけ、協働による地域福祉の充実を図ります。
- ・ 区内のボランティア活動を充実させるため、地域課題に対するボランティアグループの先駆的な活動、また、ボランティア活動を拡充していく 取り組みに対して、支援を行います。

・ ボランティア活動者・グループに、ボランティアセンターへの登録を積極的に行ってもらえるよう、ボランティアセンターの機能及び登録制度を充実させます。

③ ボランティアセンターだより発行

- ・ 葛飾区内外のボランティア関連情報を提供し、ボランティア活動への活用、理解、協力を図るため、ボランティアセンターだよりを発行し、PRに努めます。
- ・ 配布場所については積極的に拡大を図るとともに、社協だより等との関係について整理し、効率的・効果的な周知に努めます。

④ 活動場所等の提供

- ・登録ボランティアグループに活動室、録音室等を貸し出し、ボランティア活動を支援します。
- ・ 利用者数は増加してきており、利用者の要望をとらえつつ、施設の有効活用に努めます。



< 高齢者食事サービス団体の活動 > 毎回、ボランティアさんのまごころと栄養を届けます。

(6) 地域団体・福祉団体等の支援

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

- 地域団体・福祉 団体等の支援
- ① 地区高齢者支援活動助成
- ② 青少年育成地区委員会助成
- ③ 障害者福祉連合会助成
- ④ 高齢者クラブ連合会助成
- ⑤ 福祉施設等助成
- 地域団体や福祉団体等の活動を支援することにより、高齢者や障がい者 をはじめ、地域における人と人のつながりづくりを推進します

① 地区高齢者支援活動助成

- ・ 高齢者福祉の増進を図るため、各地区で行われる敬老行事や高齢者の福祉向上につながる活動を対象に助成を行います。
- ・ 敬老祝品贈呈以外の活動への取り組みを支援し、各地域の高齢者支援に 結びつくよう、様々な活動内容を紹介したり、小地域福祉活動との活動 連携にもつなげるなどの取り組みを行います。

② 青少年育成地区委員会助成

- ・ 児童福祉の推進と児童の健全育成を図るため、各地区で行われる青少年 育成活動地区委員会が行う活動に対し、助成を行います。
- ・ 活動状況及び助成金の活用状況を地域に周知するとともに、引き続き助 成を継続して行います。

③ 障害者福祉連合会助成

・ 障がい者福祉の増進を図るため、当該団体の実施する活動・事業に対し 助成を行います。

④ 高齢者クラブ連合会助成

・ 高齢者福祉の増進を図るため、当該団体の実施する活動・事業に対し助成を行います。

⑤ 福祉施設等助成

・ 民間福祉施設や私立保育園等が実施する活動・事業に対し、助成を行うことにより、それらの施設の活動を支援し、地域福祉の向上を図ります。



2 区民同士のたすけあい活動を 広げましょう

(1) 住民参加型福祉サービスの充実

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

住民参加型福祉サービスの充実

- ① しあわせサービス
- ② ファミリー・サポート・センター
- ③ ハンディキャブ運行
- ④ 生活支援ボランティア
- ⑤ 高齢者食事サービス活動支援
- 区民が活動者となる住民参加型福祉サービスをさらに充実させます。

① しあわせサービス

- 支援が必要な区民が地域で自立して生活を続けることができるように、 高齢者、ひとり親家庭、障がい者等に協力会員を派遣し、簡単な家事援助を行います。
- ・ 引き続き協力会員の確保を図るとともに、協力会員の活動量の平準化を 図り、意欲の向上につなげます。
- ・ 会員の募集 P R や説明会の効果的な実施方法や周知について検討します。
- ・ 小地域福祉活動との連携や融合について、検討を進めます。

注制比描	年 次 目 標						
活動指標	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28		
協力会員の 年間活動率	44%	46%	48%	50%	52%		

② ファミリー・サポート・センター

- ・働く保護者の育児等を支援するために、子育て経験のある区民が、保育 園への送迎や保護者の帰宅までの一時預かりなどを行う、住民参加型有 償育児支援サービスです。
- ファミリー会員とサポート会員の需給バランスを図るため、社協だより、 PTA、自治町会などを通じた募集活動を推進し、サポート会員の増強 を図ります。

江利 七 抽	年 次 目 標					
活動指標	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
年度末 サポート会員数	280 人	290 人	300 人	315 人	330 人	

③ ハンディキャブ運行

- ・ ハンディキャブ (車椅子が乗降できる電動リフト付の車両) を運転ボランティアにより運行し、歩行困難な障がい者及び高齢者の社会参加を促進するサービスです。
- ・ 利用者の要望を考慮しながら活動・事業を実施し、状況に応じて随時運転ボランティアを募集していきます。

④ 生活支援ボランティア

- ・ 要援護者が地域で暮らし続けることができるよう、地域ボランティアによる草取り・窓ふき・電球の交換などの一時的な生活支援サービスです。
- ・ ちょっとした困りごとを解決する手段として高齢者などからの要望があるため、ニーズに応えるためにもボランティアの確保に努めます。
- ・ しあわせサービス、小地域福祉活動との連携により、地域で完結する方 策についても検討します。

活動指標	年 次 目 標						
/ 1 割 1 1 1 示	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28		
年度末 ボランティア人数	50 人	55 人	60 人	65 人	70 人		

⑤ 高齢者食事サービス活動支援

- ・ ボランティア団体が行う配・会食サービス活動を支援し、ひとり暮らし 高齢者の孤独感の解消や地域の区民とのふれあいの場を提供します。
- ・ 実施団体が少なく、配・会食への対応が一部地域に限られる等の状況から、今後はより多くの希望者のニーズに応えられるよう、地区によっては小地域福祉活動として取り組むなど、区内の広い範囲で食事サービスを実施できるよう、運営等の見直しを行います。

江利七冊	年 次 目 標					
活動指標	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
年間 ボランティア 団体育成数	(新規)	(新規)	^(新規) 1 団 体	^(新規) 1 団体	(新規) 1 団体	

(2) 福祉人材の育成・活用

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

福祉人材の育成・活用

- ① 手話講習会
- ② 福祉指導者研修会
- ③ 手話通訳者派遣
- 地域において福祉活動を行う人づくりを実施・支援し、活動の中心となる人を育て、活用します。

① 手話講習会

- 手話を知ってもらうことにより、聴覚障がい者等への理解を深めるとと もに、手話通訳者育成の機会をつくります。
- ・ 上級への進級者を増やし、通訳認定試験合格者を多く輩出することを目 的に、カリキュラムの見直しや認定試験への対応を強化します。

江利北地	年 次 目 標						
活動指標	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28		
初級コース 修了率	75%	80%	85%	90%	95%		

② 福祉指導者研修会

- ・ 民生委員・児童委員・主任児童委員を対象に、福祉指導者としての職務 知識向上のための研修を実施します。
- ・ 研修会の開催にあたっては、十分な時間を確保すること、新任とベテラン双方にとって知識向上となる講演内容にするなどの取り組みを行い、 研修会の充実を図ります。

③ 手話通訳者派遣

- ・ 聴覚障がい者及び言語障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、手 話通訳者を派遣します。
- ・ 需要の拡大が見込まれることから、認定試験受験対策講座の見直しや手 話講習会の活用を検討するなど、通訳者数の増加に向けた取り組みを行 います。

江利北地	年 次 目 標					
活動指標	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
年間登録 手話通訳者数	25 人	26 人	27 人	28 人	29 人	

(3) 福祉サービス利用支援の充実 【重点取組】

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

福祉サービス利用 支援の充実

- ① 権利擁護センターかつしか(しっかりサポート)
- ② 苦情解決第三者委員の設置・運営
- 高齢者、障がい者、判断能力が十分ではない認知症*の方などが、住み 慣れた地域で安心した生活を続けることができるよう、様々な支援を行 います。

① 権利擁護センターかつしか(しっかりサポート)

- ・ 福祉サービスに関する相談、財産の管理に関する相談などの一般相談を 随時行います。また、福祉サービスに関する権利侵害、成年後見制度** の利用、遺言・相続等について、弁護士等による専門的な相談を予約制 で行います。
- ・ 預貯金通帳・ハンコや権利証などの預かり、日常生活費の引き出し・お届け、福祉サービスの利用手続きの代行などを行います。
- ・ 成年後見制度の申立て手続きなどをお手伝いします。
- ・後見人等候補者がいない場合の法人後見を受任するとともに、地域の後見人のサポート活動等を行います。
- ・ 成年後見制度の周知の強化を図るとともに、市民後見人の養成に向けた 取り組み、関係機関でのネットワーク(連携)の強化、権利擁護センタ ー事業の充実に向けた組織の強化を図ります。

※成年後見制度

[※]認知症

病気などのため脳が障がいを受け、脳の知的な働きが持続的に低下した状態をいいます。後で思い出すことができる、物忘れとは異なります。

認知症、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力が十分ではない人を不利益から守るため、 家庭裁判所に申立てをして、権利や財産を守る後見人などを選任する制度です。後見人は、本人が 誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、その契約を取り消したりすることができます。

活動指標		ŕ	手 次 目 椋	<u> </u>	
冶 期拍保	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
市民後見人 の養成	募 集 養 成			-	10 人
市民後見人に対する後見監督の受任	市民後見人 の養成	実 施		-	10 件
年間法人 後見受任数	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規) 2 件
年間 相談件数	1,000 件	1,020 件	1,040 件	1,060 件	1,080 件
年間 延契約者数	55 人	60 人	65 人	70 人	75 人

② 苦情解決第三者委員の設置・運営

- ・ 社会福祉協議会の福祉サービス利用者からの苦情に対し、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進するため、第三者の立場(学識経験者、民生委員・児童委員等)からなる「苦情解決第三者委員」を設置し、苦情解決・調整のための事業を実施します。
- ・ 委員会の設置をより一層 P R しつつ、福祉サービス利用者の利益の保護 やサービスの向上に取り組みます。



< 権利擁護センターかつしか しっかりサポート >

(4)健康・生きがいづくり

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

健康・生きがい づくり

- ① ワークスかつしか
- ② 高齢者作品展
- ③ 介護支援サポーター (新規)
- 就労や社会参加の機会の提供を通して、高齢者等の健康と生きがいづく りを支援します。

① ワークスかつしか

- ・ 概ね55歳以上の人を対象に、身近な地域での就業相談、情報提供等を行 うことにより、体力・能力・意欲に応じた多様な働き方や社会参加を支 援します。
- ・より多くの求人情報を集め、提供するために、求人開拓活動を充実させるとともに、事業効果をあげるため認知度を高める取り組みを行います。

活動指標	年 次 目 標						
/ 1 到 1 1 1 示	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28		
職業紹介者	920 人	940 人	960 人	980 人	1,000 人		
就職者	160 人	170 人	180 人	190 人	200 人		

② 高齢者作品展

- ・ 60 歳以上の高齢者を対象に、絵画・書・ 手工芸品等の作品を展示する高齢者作品 展を開催します。
- ・ 多くの人々が出品、来場するよう周知に 努め、高齢者の生きがいづくりを支援し ます。



< 高齢者作品展>

③ 介護支援サポーター (新規)

- ・区内在住の 65 歳以上の介護保険サービスを利用していない方がサポーター登録の後、介護保険施設で入所者の話し相手や趣味活動の支援等サポーター活動をします。活動時間に応じて、評価ポイントを付与し、年度ごとにポイントに応じた交付金を支給します。
- ・ サポーター自身の介護予防を目的としており、新規登録者の確保のため の積極的な PR を行います。
- ・ 受け入れ施設については、登録者の拡大を図るよう新規施設の開拓に力を入れます。

活動指標	年 次 目 標					
/ 1 割 1 1 1 元	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
年度末 登録人数	200 人	220 人	240 人	260 人	280 人	
年度末 登録施設	50 施設	55 施設	60 施設	65 施設	70 施設	
登録者のうち サポーター 活動している 人の割合	90%	90%	90%	90%	90%	



(5)募金活動の推進

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

募金活動の推進

① 歳末たすけあい運動募金

② 共同募金

○ 自治町会等の協力を得ながら、募金に対する理解、主体的参加の促進等 により、募金活動の充実を図るとともに、適切な配分を推進します。

① 歳末たすけあい運動募金

・ 共同募金運動の一環として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会 等関係団体の協力を得て、「歳末たすけあい運動」を実施します。

② 共同募金

・ 共同募金会葛飾地区協力会の事務局として、自治町会連合会、民生委員 児童委員協議会等関係団体の協力を得て、「赤い羽根共同募金運動」を実 施します。



< 赤い羽根共同募金 > ご協力いただいた募金は、地域の福祉活動の資金 として有効に活用されます。

3 自分らしく安心して暮らせるまちを つくりましょう

(1) 在宅福祉サービスの充実

「活動の柱〕

[具体的な活動一覧]

在宅福祉サービス の充実

- ① ひとりぐらし高齢者毎日訪問
- ② ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣
- 地域で暮らす高齢者、ひとり親などに対する各種のサービスを実施し、 安心して暮らし続けることのできる地域づくりを進めます。

① ひとりぐらし高齢者毎日訪問

- ・ 65 歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者に対し、乳酸菌飲料を毎日(月~金)配達し、その際、あいさつなど一声かけることにより、安否の確認を行うとともに、孤独感の解消を図ります。
- ・ 手渡しによる配達を進めるとともに、「かつしかあんしんネットワーク*」 との連携及び調整を行い、制度の利用効果の理解・周知促進、利用者の 確実な安否確認につなげます。
- ・ また、高齢者の見守りの方法について、地域の協力を得るなど、他の方法についても検討を行います。

活動指標	年 次 目 標				
冶 期拍标	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
年間 利用者数	1,500 人	1,550 人	1,590 人	1,640 人	1,690 人

[※]かつしかあんしんネットワーク

ひとり暮らし高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)が中心となって、民生委員、地域の自治会やボランティアの協力を得て地域全体でひとり暮らし高齢者等を見守る制度です。

② ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣

- ・ ひとり親家庭等に、一定期間ホームヘルパーを派遣することにより、そ の自立を図ります。
- ・ 子ども総合センター、母子相談等の関係機関窓口との連携を図りつつ活動・事業を推進します。
- ・ 限定された対象者であること、他の福祉サービス等の充実も進んでいる ことから、今後のあり方について検討します。

(2) 生活福祉資金の貸付等

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

生活福祉資金の 貸付等

- ① 生活福祉資金貸付
- ② 小口生活資金貸付
- 資金の貸付を必要とする世帯に、相談支援や貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進、社会参加の促進等を図り、安定した生活を送ることができるように支援します。

① 生活福祉資金貸付

- ・ 低所得者、高齢者、障がい者、離職者世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・ 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを 希望する高齢者世帯に対し、不動産を担保として生活資金を貸付けるこ とにより、その世帯の自立を支援します。
- ・ 貸付件数の増大、相談内容の複雑化・多様化がみられるため、計画的な 事務執行ができるよう、事務分担の見直しや効率的運営の検討を行いま す。

② 小口生活資金貸付

- ・ 病気、災害等により一時的に生活資金を必要とする世帯に対し、資金の 貸付を行うことにより、世帯の自立や生活の安定を図ります。
- ・ 利便性の高い生活福祉資金の緊急小口資金を活用しているため、貸付実績はなく、廃止を含め検討する必要があります。

(3) 災害ボランティア活動の支援 【重点取組】

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

災害ボランティア 活動の支援

- ① 災害ボランティア受け入れ体制の整備
- ② 災害ボランティアマニュアルの見直しと活用
- ③ 災害時のボランティア活用と災害ボランティア講座の充実
- ④ 災害ボランティア連絡会議の設置
- 区民の多くが不安を抱いている災害時の対策として、区とともに災害時 ボランティア活動の受け入れ・登録等をはじめとする活動支援体制の充 実を図り、区民が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

① 災害ボランティア受け入れ体制の整備

- ・ 大規模な災害時に、区内外からの災害ボランティアに対する調整(コーディネート)を行います。
- ・ 社協職員による災害ボランティア受け入れの訓練を定期的に実施します。
- ・職員とともにボランティア受け入れを行うボランティアリーダーの養成、 受け入れ施設の確保などを行います。
- ・災害ボランティアの活動及び災害ボランティアセンターの役割について、 防災訓練の活用など積極的に機会をとらえて周知に努めます。

活動指標	年 次 目 標					
冶刬拍保	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
年度末 災害ボランティア リーダー登録者数	30 人	40 人	50 人	60 人	70 人	

② 災害ボランティアマニュアルの見直しと活用

- ・災害時に災害ボランティアが有効に機能するよう、現在のマニュアルを 改訂します。
- ・ 平時の活動を含めたマニュアルへと改訂し、配布することにより、被災時の備えを意識づけていきます。

③ 災害時のボランティア活用と災害ボランティア講座の充実

- ・ 災害ボランティアリーダーに加え、その補助役のボランティアなど、被 災時に活動可能な区内のボランティアをあらかじめ登録し、有事に備え ます。
- ・ 災害ボランティア講座を充実し、受講者増及び登録者増を図ります。
- ・ 被災時に活動するボランティアだけでなく、葛飾区が直接大きな被害を 受けない場合でも、その時に必要なボランティアの確保、登録及び活用 について検討します。
- ・ 小地域福祉活動における災害への取り組みとの連携構築をめざします。

活動指標	年 次 目 標					
/立 判 1日 信	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
年度末 災害ボランティア 登録者数	30 人	60 人	90 人	120 人	150 人	

④ 災害ボランティア連絡会議の設置

- ・ 被災時の情報の混乱を避け、活動を円滑にするため、ボランティア団体、 NPO、関係機関等との連絡体制をつくります。
- ・ ボランティア団体や関係機関等と定期的な連絡会を開き、地域特性、災害弱者情報等、被災時の速やかな救援活動、その後の復興支援活動の体制を検討します。
- ・ 社協の役割の明確化とともに、関係機関との連携強化を図ります。

(4) 財政基盤の強化

[活動の柱] [具体的な活動一覧] ① 会員増強活動 ② 事業収入の確保 ③ 区・都・東社協からの助成援助 ④ 基金運用 ⑤ 募金配分金の活用

○ 社会福祉協議会の財政基盤の強化・安定を図り、社会福祉協議会が地域 福祉を推進する団体として活動できる体制を整備します。

① 会員増強活動

- ・ 社会福祉協議会が自主的な財源を確保し、活動・事業を展開していくために、福祉協力委員の方々とともに、会員の増強に取り組んでいきます。
- ・ 幅広い年代層に対して、社協の必要性を認識してもらい、「会員数=社協 の認知度」という視点で社協の周知を徹底していきます。
- ・ また、経費の原資と社協の役割についてPRすることを第一として、各 活動・事業を実施していきます。

活動指標	年 次 目 標					
/立 到 1日 信	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
年度末 会員数	10,100 人	10,150 人	10,200 人	10,250 人	10,300 人	

② 事業収入の確保

・ 各種収益事業の実施等、自主財源の安定的な確保に努めます。

③ 区・都・東社協からの助成援助

- ・ 区、都、東京都社会福祉協議会、各種福祉財団等からの補助・助成制度 を積極的に活用し、財源の確保に努めます。
- ・ 葛飾区からの運営費、事業費に対する補助金以外にも、受託事業や新規 モデル事業に積極的に取り組むことにより、補助・助成制度の積極的な 活用を図り、財源の確保に努めます。

④ 基金運用

- ・ 基金等の安全・有利な運用を行い、自主財源の安定的な確保に努めます。
- ・ 社会経済の動向に配慮するとともに、運用利回りにも目配りしながら、 財源の確保のため必要な運用を行います。

⑤ 募金配分金の活用

- ・ 募金の配分について、地域福祉活動費として活用するとともに、今後、 さらに適切な配分とするため、配分方法等の検討を行います。
- ・配分の公平性を確保するため、平成22年度に基準を策定するとともに、 対象拡大など制度の見直しを行ったことから、対象事業者団体への周知 を徹底していきます。

(5) 広報・啓発活動の充実 【重点取組】

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

- ① 社協だよりの発行
- ② 社協の案内の発行

広報・啓発活動の充実

- ③ 社協ガイドブックの発行
- ④ ホームページの充実
- ⑤ メールマガジンの発行
- ⑥ 評議員会の審議事項の情報提供等
- 必要とする人に必要な情報が届くよう、広報・啓発に関する方法・内容 について工夫し、充実させます。

① 社協だよりの発行

- ・ 地域福祉活動に対する区民の理解と協力を得るため、社協だよりを発行し、地域福祉活動等の周知と宣伝に努めます。
- ・ 社協の地域福祉への貢献をより周知し、区民の社協理解を広げるため、 発行回数の増や掲載記事の工夫を続けていきます。

活動指標	年 次 目 標					
冶 期拍标	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
発行回数	年6回に 増刊	年 6 回	年 6 回	年 6 回	年 6 回	

② 社協の案内の発行

- ・ 地域福祉活動に対する区民の理解と協力を得るため、社協の案内を発行し、社会福祉協議会の活動・事業等の周知と宣伝に努めます。
- ・ 案内の内容を検討し、区民が協力しようという気持ちになるような案内 の作成に取り組みます。

③ 社協ガイドブックの発行

- ・ 地域福祉活動に対する理解と協力を得るため、社協の会員に対して「社協ガイドブック」を発行し、社会福祉協議会の活動・事業等の周知と宣伝に努めます。
- ・ 会員の継続につながるよう、わかりやすく、会員としての貢献が実感で きるような会費の使いみち等の内容の掲載を検討します。

④ ホームページの充実

- ・ インターネットを利用し、社協ホームページ及びボランティアセンターホームページにより社協の活動・事業等を公開します。ホームページのリニューアルを行うとともに、積極的な情報提供を行い、社協運営の向上を図り、「開かれた社協」をめざします。
- ・ 問い合わせフォームにより、区民からの意見の投稿や苦情相談受付を行います。
- ・ 最新情報や活動報告等は随時掲載を引き続き行うとともに、見て楽しい、 役に立つ、社協に関心をもてるような内容をめざし、トップページ等の 工夫に取り組むとともに、便利に活用してもらうためホームページから 申し込みをできるよう内容の充実を検討します。

活動指標	年 次 目 標					
/ 10 数 11 1示	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
年間 アクセス件数	44,400 件	48,000 件	51,600 件	55,200 件	58,800 件	

⑤ メールマガジンの発行

- ・ 区民に、社協で実施しているサービスや「葛飾社協」についてのPRを 行うとともに、最新の福祉情報や防災情報などを周知することを目的と して、希望する登録者にメールマガジン(インターネットを利用した電 子メールで配信される雑誌)を発行します。
- ・ 一定の取り組みを進める中で、存廃を含めた事業効果の十分な検証を行います。

⑥ 評議員会の審議事項の情報提供等

- ・ 地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るため、評議員会の傍聴や審議事項の情報提供を行います。
- インターネット上での会議映像の提供など、さらなる情報公開を進め、 区民の社協への理解と関心を高める取り組みを行います。

(6) 社協運営の充実

[活動の柱]

[具体的な活動一覧]

社協運営の充実

- ① 事業評価制度による事務事業の見直し
- ② 事務局執行体制の構築
- ③ 活動計画推進体制の整備
- ④ 活動計画に対する区の支援要請
- 社会・経済状況はめまぐるしく変化しており、時代の変化に対応した経営改革があらゆる組織に求められています。社会福祉協議会は、時代の動きに敏感に対応し経営改革に努めます。

① 事業評価制度による事務事業の見直し

- ・より効果的、効率的な法人運営をめざし、増大・多様化する福祉ニーズ に的確に対応したサービスが提供できるよう、外部委員による評価を含 め事業評価を実施し、事務事業の見直しを行います。
- ・ 評価の第三者性を高めるため、外部評価委員の構成に公募委員を加え、 さらなる法人運営の効率化を図ります。

活動指標	年 次 目 標					
冶 期1日1宗	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	
外部評価事業数	19 事業	18 事業	評価に基づく 事業の展開		-	
内部評価事業数	18 事業	19 事業	37 事業	37 事業	37 事業	

[※]社協が実施する全ての事業について、PLAN(計画) - DO(実施) - CHECK(評価) - ACTION(調整・改善)という循環サイクルにより、それぞれの事業や活動を分析・評価し、その結果を改善につなげる仕組みです。外部の委員による評価は評価サイクルを5年としています。

② 事務局執行体制の構築

- ・ 職員の適材適所の人事配置を行うとともに、業務の弾力的・効率的な運用を図り、執行体制を構築します。
- ・限られた人数でより効率的な組織運営を行うため、平成22年度に係長制 の導入をはじめとする組織改正を行い、社協が抱える様々な課題に適切 に対応する体制を整備してきました。
- ・ 引き続き、研修体系の確立とあわせて、より効率的な組織整備を進めます。

③ 活動計画推進体制の整備

- ・ 地域福祉活動計画の各種活動の進捗を管理し、各種活動が有機的に機能するように努めます。
- ・ 進行管理の客観性を担保するため、計画の進捗状況を管理する体制として委員会の設置を検討します。

④ 活動計画に対する区の支援要請

- ・ 活動計画を推進していくため、区に対し、事業経費や人件費等の支援を 要望していきます。
- ・ 財政的裏づけや事業効果を明確にし、引き続き区との連絡調整の場を設け、事業説明や課題などをきめ細かく説明し、支援を要請していきます。



資 料

1 第1次計画の取り組みと評価(一覧)

- ・ 以下では、第1次計画の取り組みと評価について掲載しています。
- ・ 「評価」とは:社協の内部評価結果であり、具体的には、◎進んだ、○ある程度進んだ、△やや進んだ(ほぼ現状)、×進まなかった(未実施等)であらわしています。
- ・ <新規>とは:第1次計画期間中に新たにスタートした活動・事業。
- ・ 〈再構築〉とは:第1次計画期間中に事業の内容等が変更された活動・事業。
- ・ <終了・完了>とは:第1次計画期間中に終了あるいは完了した活動・事業。

(1) 身近な地域で支えあうしくみを築きましょう

ア:小地域福祉活動の推進

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
実施体制の整備	0	・本格実施地区:2地区・モデル実施地区:2地区	・小地域福祉活動に関する理解度が十分ではない。 ・早期の全地区実施をめざし、事務局体制、区や関係機 関との連携などによる支援体制を構築する。
小地域福祉活動支援	0	・本格実施地区:2地区・モデル実施地区:2地区	・組織の立ち上げから活動までの支援と運営の検討など、初期活動時に十分な支援が必要である。 ・「実施体制の整備」の実践内容であることから、活動・事業としての位置づけは、体系の見直しの中で検討する。
いきいきふれあい サロン<新規>	0	・延参加者:3,104人(利用登録者:533人) ・活動登録者:28人 ・運営日数:236日	・高齢者総合相談センター(地域包括支援センター)やボランティアグループ、近隣商店との協働、連携などにより、幅広い世代に参加、利用してもらえる取り組みが必要である。 ・初期の目的達成のため、運営継続に向け、主体としての区と活動支援について協議する。

イ:支えあい福祉活動のネットワークづくり

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性
小地域福祉活動内 のネットワークづく り	0	・本格実施地区:2 地区・モデル実施地区:2 地区	・情報・人材がつながるしくみづくりは、地区の実情を踏まえた取り組みが重要となる。 ・「実施体制の整備」の実践内容であることから、活動・事業としての位置づけは、体系の見直しの中で検討する。
地域活動コーディ ネーターの発掘・育 成	×	·未実施	・小地域福祉活動の取り組みの中で、各地区の中心的な存在となる人材は必要である。但し、活動を支援する方策の一つとしてとらえることとし、活動・事業としての存置については、体系の見直しの中で検討する。
協力会員連絡会議 の設置	×	·未実施	・しあわせサービス協力会員等への働きかけや、地域の中でしあわせサービスのような活動は小地域福祉活動 そのものの考え方の一つであることから、協力会員連絡 会議の設置は廃止する。
ネットワーク推進会 議の設置	×	•未実施	・「ネットワーク会議」のようなオフィシャルで形式的な会 議ではなく、フランクで自由な意見交換がなされる「情 報交換会」的な場の設置として再構築する。

ウ:福祉教育の充実

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性
ボランティアスクー ル<新規>	0	_	※23年度から新規取り組み(夏休みボランティア体験、ボランティアサマースクールの2活動・事業をあわせて再構築)
夏休みボランティア 体験<再構築>	Δ	・参加者:102 人 ・受け入れ施設:109 施設	・夏休みボランティア体験は参加者が減少し、受け入れ 可能施設の中にも活動者ゼロのところが多い。また、ボ ランティアの促進につながったかどうかは、分析できて いない。 ・ボランティアスクールとして再構築。
ボランティアサマー スクール <再構築>	Δ	•修了者:12 人	・夏休みボランティア体験は参加者が減少し、受け入れ 可能施設の中にも活動者ゼロのところが多い。 ・ボランティアスクールとして再構築。
ボランティア出前講座	0	・小学校:30回(17校) ・中学校:19回(10校人) ・高校:15回(4校人) ・その他:2回	 ・近年では実施回数は横ばいの状態であり、回数増のために講師の育成が課題である。 ・福祉教育を推進するための事業の体系化を図り、それぞれ事業間の連携を図るとももに、積極的に活動・事業の周知を図る。 ・より多くの要望に対応できるよう、講師の養成研修を実施する。 ・地域など学校以外での実施についても、今後力を入れて取り組んでいく。
ボランティア協力校支援	0	•申請、指定:15 校	・多くの学校を支援するため、申請のしやすい制度とする 必要がある。 ・福祉教育ハンドブックの活用を図る中で、ボランティア、 福祉教育に関係する学習への支援の手段として、学校 に対して積極的な事業PRを行う。 ・時期や方法の見直しなど、活動・事業拡充の方策を検 討する。
福祉教育ハンドブックの発行 <事業完了>	0	_	・平成21年度までに検討・発行した。 ・取り組み内容を「福祉教育ハンドブックの活用」へシフトした。
福祉教育ハンドブックの活用 <新規>	©	·福祉教育研修会:参加教諭 47人	・ハンドブックの内容を実際の学校のカリキュラムにあわせるなど、改訂の検討が必要になっている。 ・実際に活用している教諭・講師の意見を聞きながら、改訂版の検討を行い、さらに福祉教育を推進するために有効な方策を検討する。

エ:福祉人材の育成

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性
手話講習会	0	•合計開催回数(昼·夜):95回 •合計受講者/合計終了者: 226人/158人	・上級へ進むに従い定員割れが多くなり、通訳認定試験合格者が出ない。・上級への進級者を増やし、通訳認定試験合格者を多く輩出することを目的に、カリキュラムの見直しや認定試験への対応を強化していく。
訪問介護員レベル アップ研修 <終了>	0	•実施2回、終了者延38人	・事業主体である区が、社協以外の業者に発注したため、葛飾社協の事業としては終了となる。
福祉指導者研修会	Δ	・平成23年3月24日(木) 講師を招き、小地域福祉活動 の方法とその効果についての 研修会を開催	・研修会の開催にあたっては、十分な時間を確保すること、新任とベテラン双方にとって知識向上となる講演内容にするなど、研修会の充実を図る。
地域活動コーディ ネーター養成研修 <新規>	×	•未実施	・小地域福祉活動の取り組みの中で、各地区の中心的な存在となる人材は必要である。但し、活動を支援する方策の一つとしてとらえることとし、活動・事業としての存置については、体系の見直しの中で検討する。

オ:地区行事等の支援

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性
地区高齢者支援活	0	・233 団体: 69,652 人	・敬老の日にあわせた祝品の贈呈を行う地区が多く、新たな活動・事業への転換が少ない。
動助成		・助成額: 40,239,700 円	・様々な高齢者支援事業を紹介し、各地区で祝品贈呈に限らず、高齢者支援活動・事業につなげていく。
青少年育成地区委	0	・助成地区:19 地区	・様々な地区活動が行われており、助成金も有効に活用されている。
員会助成		・助成額:各地区 70,000 円	・活動状況及び助成金の活用状況を地域に周知するとともに、引き続き助成を継続して行う。

(2) たすけあいの輪を広げましょう

ア:住民参加型福祉サービスの充実

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性
しあわせサービス	0	・利用会員: 404 人 ・協力会員: 344 人 ・利用状況: 延 10,160 件、 延 17,280.5 時間	・利用者からは行政サービスの及ばない部分を補完する 活動・事業として評価されている。 ・せっかく協力会員に登録いただいても、一人ひとりの活 動量に大きな差が生じている。 ・引き続き協力会員の確保を図るとともに、活動量の平準 化を図り、協力会員の意欲の向上につなげる。 ・会員の募集PRや説明会の効果的な実施方法や周知 について検討していく。 ・小地域福祉活動の中での取り組みについて、検討を進 める。
ファミリー・サポー ト・センター	Δ	・ファミリー会員:1,180人 ・サポート会員:271人 ・両方会員:78人 ・活動状況:延5,584回、 延9,165.5時間	・延長保育や緊急一時保育等の子育で支援施策の充実が図られ、本活動・事業の利用者は減少傾向にあり、登録者の多くは緊急時のために登録している。 ・利用者からは行政サービスの及ばない部分を補完する活動・事業として評価されている。 ・ひとり親家庭や女性の就労の増加に伴う当該サービスへの需要に応えられるよう、より一層の活動・事業の充実をめざす。 ・社協だより、PTAや保育園、学童、自治町会などを通じ、周知とともにサポート会員の増強、募集活動に努める。
ハンディキャブ運行	Δ	・運転ボランティア:15 人 ・利用者:81 人 ・件数:721 件	・運転ボランティアの高齢化が進んでいる。 ・運転ボランティアの確保を図り、活動・事業を継続する。
生活支援ボランティア	Δ	•件数:88 件	・ボランティアの高齢化と人員不足が進んでいるが、高齢者など、利用者からの要望も多い。・ボランティアの確保を図るとともに、将来的には、しあわせサービス、小地域福祉活動との連携により、地域で完結する方策についても検討する。
高齢者食事サービ ス活動支援	Δ	・会食:11 回、479 人 ・配食:185 回、7,640 人	・ボランティアが不足しているため、需要に対して十分に対応できない団体がある。・実施団体が少ないため、会食、配食の範囲が区内一部に限られる。・当該活動・事業を小地域福祉活動の中で取り組む地区も出てきており、できるだけ多くの地域で食事サービス活動が実施されるよう、運営等の見直しを行う。

イ:ボランティアの参加促進・育成

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性
ボランティアまつり	Δ	・来場者数:延6,500 人 ・参加団体:57 団体 ・個人ボランティア:52 人	・協力団体、来場者数ともに増えているが、ボランティアの PRという本来の目的を十分に達成していない。 ・ボランティアまつりに多くの区民に参加してもらえるよう、 地域にPRを行うとともに、ボランティア活動や団体のPR 方法や内容の充実を図る。
ボランティア講座	Δ	・はじめて講座:6回、14人 ・スタート体験:3回、17人 ・かつしかボランティア学:8 回、192人 活動研修:中止	 ・講座内容、開催日などの再構築の結果、幅広い世代からの参加を得られたが、ボランティア養成という点では十分ではなかった。 ・地域福祉や福祉分野以外のボランティアなど、一般区民が興味・関心を持ち、受講しやすい講座を開催し、ボランティア活動へのきっかけをつくる機会となるよう取り組む。
ボランティア養成 研修	Δ	・音訳ボランティア養成:11 回、176人	・多くの参加者を得たが、具体的活動へのつながりは少なかった。 ・社会や地域で求められるボランティアの養成をめざした講座を実施する。 ・実際の活動を体験するなど、より実践的なプログラムを実施することにより、活動のきっかけとなる工夫をしていく。
団塊の世代向けボ ランティア入門講 座<再構築>	×	・対象を団塊世代に限定せず、ボランティア活動に取り 組みたい方を対象として講座を実施した	・高齢者でも仕事を続ける人や有償活動を希望する人が増え、団塊世代のボランティア活動参加は想定よりも低く、団塊世代のみに対象を絞る意味がなくなった。 ・対象年代を限定せず、はじめてボランティア活動に取り組む区民が興味を持ち、実践につながる講座を実施する等、「ボランティア講座」の中へ再構築した。

ウ:ボランティア活動の支援

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性
ボランティア相談・ 紹介・登録	Δ	 ・個人ボランティア登録数:133 人 ・ボランティアグループ:86 団体、2,783 人 ・ボランティア相談件数:431件 ・新規登録団体:7団体 	・相談件数は去年より増加したが、登録数が目標に達しなかった。 ・ボランティアについて気軽に相談できるように、イベント等では出張窓口などを設置し、相談の機会を増やしていく。 ・ボランティア情報が収集しやすいように、区民の目にとまるところに、チラシなどを設置するなど、積極的にPRを行う。
ボランティアグルー プ支援	Δ	・助成団体:16 団体	・申請する団体が一部固定化、継続化してきている。 ・ボランティアグループの育成、活動の推進のための制度 となるよう、ボランティアグループを対象としたアンケート 調査などを行い、団体の意見を聞きながら、制度のあり 方を検討していく。
ボランティア保険支援	\triangle	・ボランティア保険加入人数: 3,302 人 ・保険加入にあたり補助した人数:1,901 人	・ボランティアの高齢化傾向に伴い、事故発生率の増加やケガの重症化が懸念され、必要性は増している。・保険加入を推奨するのに、ふさわしい補助制度の検討を行う。
ボランティアセンタ ーだより発行	Δ	・発行部数:2,300 部	・配布場所の拡大を図るとともに、社協だより等との関係について整理し、効率的・効果的な周知に努める。
活動場所等の提供	0	・活動室:416 件、11,513 人 ・録音室:314 件、396 人	・利用者数は増加してきており、利用者の要望をとらえつつ、施設の有効活用に努める。
介護支援サポータ 一<新規>	0	・サポーター数:132 人 ・受け入れ施設数:30 施設	・サポーター数の増加が少なく、登録施設数の拡大に力を入れる必要がある。・サポーター新規登録者の確保のため、積極的なPRを行う。新規受け入れ施設の開拓に力を入れ、多くの施設の登録をめざすとともに、すべての施設でサポーターが活動することをめざす。

エ:募金活動の推進

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性
歳末たすけあい運 動募金	0	•募金収入:24,421,400 円	・共同募金事業の一環として、自治町会連合会、民生委員児童委員協議会等関係団体の協力を得て、「歳末たすけあい運動」を継続して実施する。
共同募金	0	•募金収入:13,949,781 円	・共同募金会葛飾地区協力会の事務局として、自治町 会連合会、民生委員児童委員協議会等関係団体の協 力を得て、「赤い羽根共同募金運動」を継続して実施 する。

(3) 安心して暮らせるしくみを充実させましょう

ア:在宅福祉サービスの充実

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性
ひとりぐらし高齢者毎日訪問	Δ	・登録者:1,051 人 ・配達本数:232,089 本 ・調査件数:426 件	 ・安否確認件数は増加傾向にあるが、その多くは取り忘れによるものである。 ・プライバシー意識の高まりや生活様式の多様化により、手渡しによる配達が困難なケースが増えている。 ・手渡しの配達を進めるとともに、「かつしかあんしんネットワーク」との連携及び調整を行い、制度の利用方法の徹底や利用者の現況確認を行う。 ・ひとり暮らし高齢者数の増加、地域住民のつながりの希薄化により、高齢者の見守り活動の必要性は高まっており、地域の協力を得るなど、他の方法についても検討していく。
ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣	Δ	・登録世帯:10 世帯 ・派遣回数:191 回 ・派遣時間数:延 501.5 時間	・親の精神疾患や、子どもの知的障がいを理由とするヘルパーの派遣希望等、ニーズが多様化してきている。 ・限られた対象であり、他のサービスの充実もあることから、様々なニーズに応えられるよう、子ども総合センター等の関係機関窓口との連携を深めるとともに、社会福祉協議会での実施の是非についても検討する。
手話通訳者派遣	Δ	•利用登録者: 225 人 •手話通訳者: 20 人 •派遣回数: 1,094 回 •派遣時間数: 2,210 時間	・利用者の高齢化等に伴い、通訳者に手話技術以外に 行政や医療に関する高度な知識が要求されてきている。 ・通訳者としてどこまで利用者のサポートをするか、今後 整理が必要である。 ・拡大するニーズに対応できる通訳者の確保に努める。 ・需要の拡大が見込まれ、登録手話通訳者の確保のため、認定試験受験対策講座の見直しや手話講習会の 活用を検討し、可能な限り通訳者数を増やしていく。
視覚・知的障害者 ガイドヘルパー派 遣	Δ	・視覚ガイドヘルパー派遣 ・利用契約者:79人 ・ガイドヘルパー:39人 ・派遣件数:4,319件 ・派遣時間数:18,491.5時間 ・知的ガイドヘルパー派遣 ・利用契約者:6人 ・ガイドヘルパー:6人 ・派遣件数:149件 ・派遣時間数:537.5時間	・ガイドヘルパーの高齢化や、長年活動しているヘルパーなど特定のヘルパーへの依頼が集中し、新規登録者の活動が伸びず、経験を重ねることが難しい状況にある。 ・法改正に伴い、活動・事業の終了も視野に入れた展開を考える。

イ:福祉サービス利用支援の充実

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
権 利 擁 護 センター かつしか (しっかり サポート)	Δ	・相談件数:599 件(一般相談 ・専門相談) ・契約者:50 人(地域福祉権利 擁護事業+財保保全管理サービス) ・訪問援助回数:624 回 ・成年後見制度利用支援:308 件 ・成年後見人等の集い:2 回、延30 人 ・成年後見制度推進機関実務 担当者連絡協議会:2回、延45 人 ・法人後見の受任:2 件 ・権利擁護センター運営委員 会:1回	 ・相談事業では、他の相談窓口の充実等もあり、受付件数は横ばいである。 ・地域福祉権利擁護事業については、成年後見制度へ移行せざるを得ないケース、相談の段階で既に成年後見制度の利用となるようなケースの増加に伴い、契約者数は伸び悩んでいる。 ・成年後見制度の利用が必要であっても、後見報酬の見込めないケースも多く、候補者が見つからない、申立て手続きについての費用を負担と感じている方が多い。 ・成年後見制度の周知の強化を図るとともに、市民後見人の養成に向けた取り組み、関係機関でのネットワーク(連携)の強化、権利擁護センター事業の充実に向けた組織の強化と執行体制の整備を図る。
苦情解決第三者委 員の設置・運営	Δ	・苦情解決第三者委員:1人 ・苦情受付件数:0件 ・苦情解決件数:0件	・平成 16 年に苦情解決第三者委員(以下「委員」という。)を設置以来、苦情相談は1件のみである。委員会の設置をより一層PRしつつ、福祉サービス利用者の利益の保護やサービスの向上に取り組む。

ウ:生活福祉資金の貸付等

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
生活福祉資金貸付	0	・貸付件数:581件 ・貸付金額:309,519 千円 ・償還率 68.75%	・急激な貸付件数の増大、相談内容の複雑化・多様化 のため、利用者への対応に支障を来たすこともあった。 ・事務の省力化、分担の見直しや効率的運営の検討を 行う。
小口生活資金貸付	×	・貸付実績なし	・利便性の高い生活福祉資金の緊急小口資金を活用しているため、貸付実績はなく、廃止を含め検討していく。

エ:健康・生きがいづくり

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
シニア就業支援事 業(ワークスかつし か)	Δ	・求職者:5,882 人 ・職業紹介者:834 人 ・就職者:142 人	・景気の低迷により、区内の事業所は倒産や事業縮小が増え、一時期求人が少なくなったこともあり、より多くの求人情報を集め、提供するために、求人開拓活動を充実させていくとともに、認知度を高める取り組みを行う。
長寿大学 <終了>	I	·参加申込数:169 人	・区や民間が実施する多くの教養講座がある中で、社協 が高齢者向けの講座を実施する必要性はなく、事業は 廃止とした。
高齢者作品展	Δ	・申込数:198 人 ・来場者数:延 1,000 人	・多くの人々が出品、来場するよう周知に努め、高齢者 の生きがいとして支援していく。

才:福祉団体等支援

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
障害者福祉連合会 助成	Δ	・障害者福祉連合会に助成金 を交付	・障がい者福祉の増進を図るため、当該団体の実施する 活動・事業に対し助成を行う。
高齢者クラブ連合 会助成	Δ	・高齢者クラブ連合会に助成金を交付	・高齢者福祉の増進を図るため、当該団体の実施する活動・事業に対し助成を行う。
福祉施設等助成	0	・138の福祉施設等へ助成金を 交付	・民間福祉作業所や福祉ホーム、市立保育園等に入 所、通所している人の福祉向上を図るため、当該団体 の実施する活動・事業に対し助成を行う。

カ:災害ボランティア活動の支援

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
災害ボランティア受け入れ体制の整備	Δ	 ・災害ボランティア講座:3回、 参加者延26人 ・災害ボランティアグループ登録者:18人 	・災害時のボランティア活動についての枠組みを検討する必要がある。 ・災害ボランティアセンターの認知度不足により、講座の受講者が減少傾向にあり、登録ボランティアもなかなか増えない。防災とボランティア週間にあわせた時期に講座を開催するなど、受講者増及び登録者増を図る。・災害ボランティアの活動及び災害ボランティアセンターの役割について、防災訓練に出向くなど、積極的に機会をとらえて周知に努める。
災害ボランティアマ ニュアルの作成	Δ	・基本マニュアルとして活用	・マニュアル内容を現状にあわせて見直すとともに、定期的にマニュアルに則した職員の訓練を実施する。
災害ボランティア登 録制度	Δ	・災害ボランティアグループ登録者:18 人	 ・災害ボランティアセンターを運営するボランティアを確保するとともに、東日本大震災の経験から得られた新たに必要とされるボランティアとあわせた登録制度を検討する。 ・小地域福祉活動における災害への取り組みとの連携を構築する。
災害ボランティア連絡会議の設置	Δ	•意見交換会:延期	・区防災課など関係機関と定期的な連携体制及び災害時のボランティアの必要性などについて、区と社協の調整が不足している部分がある。・社協の役割の明確化とともに、関係機関との連携強化を図る。・登録ボランティアグループに対し、災害時の協力を呼びかけていく。

(4) まちのニーズに対応する体制をつくりましょう

ア:財政基盤の強化

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性		
会員増強活動	Δ	・正会員:9,802 人 ・特別会員:219 人 ・会費額:19,399,000 円	・幅広い年代層に対して、社協の必要性を認識してもらい、会員数=社協の認知度という点で社協の周知を徹底していく。 ・経費の原資と社協の役割についてPRすることを第一として、各活動・事業を実施していく。		
事業収入の確保	×	・未実施	・各種収益事業の実施等、自主財源の安定的な確保に 努める。		
区・都・東社協から の助成援助	Δ	・新規に受託事業を実施	・葛飾区からの運営費、事業費に対する補助金以外に も、受託事業や新規モデル事業を積極的に実施する ことにより、補助・助成制度の積極的な活用を図り、財 源の確保に努める。		
基金運用活動	0	・基金等の利息: 15,217,941 円 ・投資有価証券売却収入: 570,328 円	・東日本大震災の影響を受け景気低迷が長期化する懸念が出てきており、社会経済の動向に配慮しつつ、財源確保のため、必要な運用を行う。		
募金配分金の活用	0	·地域福祉活動費:3,610,000 円	・配分の公平性を確保するための基準を22年度に作成し、門戸をより広くするための対象の見直しを行い、実施した。 ・新たな制度について、対象事業者団体への周知を徹底する。		

イ:広報・啓発活動の充実

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性
社協だよりの発行	0	・正会員:9,802 人 ・特別会員:219 人 ・会費額:19,399,000 円	・掲載内容の固定化などが見られ、やや硬直化してきている。 ・社協の地域福祉への貢献をより周知し、区民の社協理解をより広げるため、発行回数の増及び掲載記事の工夫を行う。
社協の案内の発行	×	•発行部数:9,000 部	・案内の内容を検討し、区民がこの社協なら協力しよう という気持ちになるようなものを作成する。
社協事業のあらま しの発行	0	•発行部数:11,300 部	・社協の周知、会員の継続につながるよう、わかりやす く、会員としての貢献が実感できるような会費の使い みち等の内容の掲載を検討する。
ホームページの運 営	0	・アクセス件数: 37,359 件 ・月平均: 3,113 件	・最新情報や活動報告等は随時掲載を引き続き行う。 ・見て楽しい、為になる、社協に関心をもてるような内容にできるよう、トップページ等の工夫に取り組むとともに、便利に活用できるよう、申込みをホームページでもできるよう検討する。
メールマガジンの発 行	Δ	・発行:4回 ・登録者数:53人	・登録者数はゆるやかに増加しているが、真に必要な情報が届いているかは疑問である。また、社協だよりに沿った内容、同様の募集記事が多い。 ・一定の取り組みを進める中で、存廃を含めた事業効果の十分な検証を行っていく。
評議員会の審議事 項の情報提供等	Δ	・議事録のホームページへの掲載:3回	・ホームページ上の議事録をどれだけの区民が関心を 持って閲覧しているか不明である。・これまで通り情報公開を進め、区民の社協への理解 と関心を高める必要がある。

ウ:経営改革の推進

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第 2 次計画の課題と方向性	
事業評価制度によ る事務事業の見直 し	0	・事務局内部評価:全39事業 ・外部評価は未実施	・平成21年度~23年度は内部評価のみで、外部の評価を行っていない。・評価の第三者性を高めるため、外部評価委員の構成に公募委員を加え、さらなる法人運営の効率化を図る。	
事務局執行体制の 構築	0	・平成22年度に係長制の導入を はじめとする組織改正を行い、 様々な課題に適切に対応する 体制を整備	・人材育成に関しては、長期的な視点での育成計画が十分でない。 ・研修体系の確立とあわせて、引き続き、職員の適材適所の人事配置を行うとともに、業務の弾力的・効率的な運用を図り、執行体制を構築していく。	

エ:活動計画推進体制の整備

事業·活動名	評価	平成 22 年度取り組みの概要	第2次計画の課題と方向性	
活動計画の進捗管 理	0	・進捗管理、評価ともに実施	・事務局内部での進捗管理であり、客観性に少し疑問がある。 ・委員会設置の検討とあわせて、評価のしくみを工夫していく。	
活動計画に対する 区の支援要請	Δ	・区に対し支援を要請	・財政的裏づけや事業効果を明確にし、引き続き区と の連絡調整の場を設け、事業説明や課題などを根 気強く説明し、支援を要請していく。	

2 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会

(1) 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成19年3月に策定された「葛飾区地域福祉活動計画」(みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現)の計画期間満了に伴い、今後の地域福祉の将来像を展望し、時代の要請に的確に対応した計画的・具体的な活動を推進するため、葛飾区社会福祉協議会(以下「社協」という。)内に、第2次葛飾区地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 委員会は、次に揚げる事項を検討し、 その結果を社協会長に報告する。
 - (1) 第2次葛飾区地域福祉活動計画(以下「計画」という。)の策定に関すること。
 - (2) その他計画策定に必要な事項。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、次に揚げる者のうちから、 社協会長が委嘱または任命する委員の 20名以内をもって構成する。
 - (1) 社協役員
 - (2) 自治会町会代表
 - (3) 民生委員・児童委員代表
 - (4) 学識経験者
 - (5) 保健・医療機関代表
 - (6) 社会福祉施設代表
 - (7) 障害者団体代表
 - (8) 高齢者団体代表
 - (9) 青少年育成地区委員会代表
 - (10) ボランティア代表
 - (11) 東京都社会福祉協議会職員
 - (12) 葛飾区職員
 - (13) 公募区民
 - 2. この委員会に委員長1名及び副委員長 1名を置き、委員長には学識経験者、 副委員長には社協役員(会長)をもっ て充てる。

(会議)

- 第4条 委員会は、委員長が召集し、その議 長となる。
 - 2. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(作業委員会の設置)

第5条 委員会が必要と認めた場合は、作業 委員会を設置することができる。

(関係者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、作業 委員会の委員並びに関係者の出席を求 め、説明及び意見を聞くことができる。

(費用弁償の支弁)

第7条 この委員会の委員並びに作業委員会 の委員、第6条に規定する関係者につ いては、「役員等の費用弁償に関する規 程」を準用し、費用弁償を支給する。 ただし、葛飾区関係職員並びに社協事 務局職員である者を除く。

> なお、学識経験者委員については、 別途、報償費を支弁する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、社協内に置く。

(設置期間)

第9条 この委員会の設置期間は、会長あて に報告がなされたときまでとする。

(委 任)

第10条 この委員会の運営に必要な事項は、 委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会委員

任期: 平成23年2月1日 ~ 平成24年3月31日

推薦団体	氏 名	24 年 3 月 31 日 役職等	
	○秋 山 精 一	会 長	
葛飾区社会福祉協議会	大 谷 隆 興	副会長	
	星野伊三郎	副会長	
	大畑和吉	問題検討委員会委員長	
- 葛飾区自治町会連合会 	片 岡 嘉 治	問題検討委員会副委員長	
其处区口山 毛口口立毛口切米人	木村甚勇	会長職務代理	
葛飾区民生委員児童委員協議会	岩城堅司	会長職務代理	
学識経験者 (明治学院大学)	◎河 合 克 義	社会学部教授	
葛飾区医師会	清水嘉門	副会長	
葛飾区歯科医師会	田中貞二	顧問	
社会福祉施設(社会福祉法人仁生社)	岩 井 政 宏	水元ふれあいの家施設長	
葛飾区障害者福祉連合会	佐藤光一	会 長	
葛飾区高齢者クラブ連合会	野 﨑 文 子	숲 計	
葛飾区青少年育成地区委員会 会長連絡協議会	芹沢光雄	副会長	
かつしかVネット	中里隆二	副会長	
東京都社会福祉協議会	尾崎百合香	地域福祉担当統括主任	
葛飾区(行政)	丹 保	福祉部長	
	岡田明夫		
公募区民	佐 野 靖 子		

オブザーバー	菅 野 道 生	東日本国際大学
	1 1, 2 1	福祉環境学部准教授

◎:委員長 、○:副委員長

(敬称略)

3 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会

(1) 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会設置要綱

(設置)

第1条 葛飾区地域福祉活動計画策定委員会 (以下「策定委員会」という。)設置要 綱第5条の規定に基づき、葛飾区地域 福祉活動計画作業委員会(以下「作業 委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

- 第2条 作業委員会は、次に掲げる事項を検 討し、その結果を策定委員会に報告す る。
 - (1) 葛飾区地域福祉活動計画の策定検討 にあたり必要となる調査及び資料の収 集・作成
 - (2) その他、策定委員会からの下命事項

(作業委員会の構成)

- 第3条 作業委員会は、次に掲げる者のうち から、社会福祉法人葛飾区社会福祉協 議会(以下「社協」という。)会長が指 名する委員 12 名以内をもって構成す る。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 葛飾区職員
 - (3) 社協職員
 - (4) その他
 - 2. この作業委員会に委員長1名及び副委 員長1名を置き、委員長には学識経験 者、副委員長は社協職員をもって充て る。

(会 議)

- 第4条 作業委員会は、委員長が招集し、そ の議長となる。
 - 2. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 作業委員会が必要と認めるときは、 関係者の出席を求め、説明及び意見を 聞くことができる。

(事務局)

第6条 作業委員会の事務局は、社協内に置 く。 (委 任)

第7条 この作業委員会の運営に必要な事項 は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(2) 葛飾区地域福祉活動計画作業委員会委員

任期:平成23年4月20日~ 平成24年3月31日

所 属 団 体	氏 名	役 職 等	
学識経験者(東日本国際大学)	◎菅 野 道 生	福祉環境学部准教授	
地域福祉活動団体	岡田明夫	堀切南町会会長	
都立葛飾総合高校	中村珠美	主幹教諭	
かつしか社会福祉士会	和賀井英雄	副会長	
	竹内一成	福祉管理課企画係長	
芦紅 豆(/云花)	佐藤智洋	高齢者支援課管理係長	
葛飾区(行政)	福井宏和	障害福祉課管理係長	
	田中茂春	育成課管理係長	
	〇小 川 幸 男	事務局長	
芦笙	竹下恭治	事務局次長	
葛飾区社会福祉協議会	高木利成	福祉サービス課長	
	鈴木茂晴	小地域福祉活動担当課長	

◎:委員長 、○:副委員長

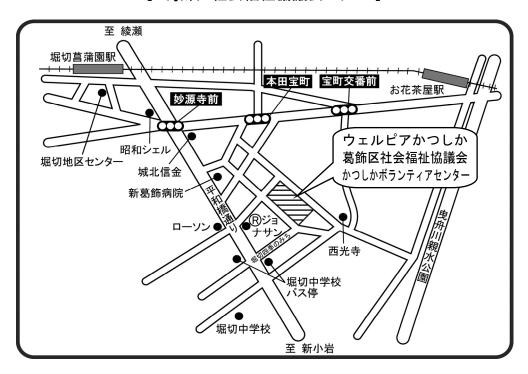
(敬称略)

4 検討の経過

開催年月日及び場所	策定委員会	作業委員会	議事内容等
平成23年3月30日(水) 午後2時~ ウェルピアかつしか1階 ボランティア活動室	第1回		1 会長あいさつ 2 委員紹介 3 委員長あいさつ 4 議事 (1) 葛飾区地域福祉活動計画(現行計画)の 概要について (2) 計画の策定検討方針について (3) 作業委員会の設置について (4) 今後の検討内容及びスケジュールについて (5) 意見交換 (6) その他
平成23年5月13日(金)午前10時~ ウェルピアかつしか1階 ボランティア活動室		第1回	 委員紹介 委員長あいさつ 議事 (1) 葛飾区地域福祉活動計画(現行計画)の概要について (2) 葛飾区における保健福祉関連計画の現状について (3) 葛飾区地域福祉活動計画の策定検討方針について (4) 意見交換 (5) その他 (6) 表別介 (7) 表別介 (8) 表別介 (9) 表別の (1) 表別の (2) 表別の (3) 表別の (4) 意見交換 (5) その他 (4) ままままままままままます。 (5) その他 (5) その他 (6) まままままままままままままままままままままままままままままままままままま
平成23年6月17日(金) 午前10時~ ウェルピアかつしか1階 社協研修室		第 2 回	1 「わがまち葛飾」の地域課題について 2 現行計画の評価及び今後の方向性について ※大山安久氏の報告 「水元地区における東日本大震災被災者 受け入れの取り組み」
平成23年7月4日(月) 午後2時~ ウェルピアかつしか1階 ボランティア活動室	第2回		1 「わがまち葛飾」の地域課題について 2 現行計画の評価及び今後の方向性について 3 重点的に推進する活動と体系図について
平成23年8月17日(水) 午後2時~ ウェルピアかつしか1階 社協研修室		第3回	1 地域福祉活動計画見直し(案)について 2 その他

開催年月日及び場所	策定委員会	作業委員会	議事内容等
平成23年9月27日(火) 午前10時~ ウェルピアかつしか1階 社協研修室		第4回	1 地域福祉活動計画見直し(案) について2 その他
平成 23 年 10 月 20 日(木) 午前 10 時~ ウェルピアかつしか 1 階 ボランティア活動室	第3回		1 地域福祉活動計画見直し(案) について 2 その他
平成 24 年 2 月 27 日 (月) 午前 10 時~ ウェルピアかつしか 1 階 ボランティア活動室	第4回		1 地域福祉活動計画最終(案)について 2 地域福祉活動計画概要版(案)について

[葛飾区社会福祉協議会マップ]



- 電車 京成電鉄 お花茶屋駅・堀切菖蒲園駅下車 各徒歩 12分
- バス 京成タウンバス(新小51系統 綾瀬駅-新小岩駅) 堀切中学校バス停下車 徒歩3分 京成タウンバス(有70系統 金町駅-ウェルピアかつしか 亀有駅・お花茶屋駅経由) ウェルピアかつしかバス停下車

レインボーかつしかバス(有 71 系統 金町駅 - ウェルピアかつしか 亀有駅・お花茶屋駅経由) ウェルピアかつしかバス停下車

みんなで創り・育む 安心して暮らせる「わがまち葛飾」の実現 第2次葛飾区地域福祉活動計画

平成24年3月発行

編集・発行:社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 葛飾区堀切三丁目34番1号 地域福祉・障害者センター(ウェルピアかつしか)3階 TEL 03(5698)2411

協 力 :株式会社 コモン計画研究所

[※]表紙等イラスト:東京都立葛飾総合高等学校 石鍋 るみ さん (総合学科3年)

[※]裏表紙葛飾社協キャラクター:平成24年4月1日デビュー



葛飾社協キャラクター